

## 6 平成 29 年障害福祉サービス等経営実態調査の実施について

障害福祉サービス等経営実態調査は、各サービスの費用等の実態を明らかにし、障害福祉サービス等報酬改定のための基礎資料を得ることを目的として、報酬改定の前年に、各サービス事業所等の直近の経営状況を把握するものであり、次回は平成 29 年 5 月に調査を実施する予定である。(関連資料)

当該調査において得られた各サービス事業所等の収支差率については、これまでの報酬改定の検討においても、議論の際の参考指標としてきたところであり、次期報酬改定に向けて、施設・事業所の経営実態を網羅的に把握できるよう、適正な調査の実施が求められるものである。

各都道府県市におかれては、本調査の重要性を改めてご理解いただくとともに、調査実施の際には、管内関係団体及び事業者等への調査の協力依頼や、回答期限経過後の督促等を通じて、集計客体数の確保等に一層のご協力をお願いする。

※ 抽出率：サービス毎に、経営主体、地域性、事業規模を考慮して  
6%～全数で設定

# 平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の実施について

1. 調査の目的：各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。
2. 調査時期及び公表時期：
  - (1) 調査時期 平成29年5月(平成28年度決算額を調査)
  - (2) 公表時期 平成29年10月(予定)



政府統計  
統計法に基づく国の統計  
調査です。調査情報の利  
用の範囲に方を申しま  
す。

統計法に基づく一般統計調査

**平成29年障害福祉サービス等経営実態調査 (案)**  
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

※ 「調査対象となった障害福祉サービス等」とは、このページ右上のラベルに記載のサービスを指します。

**問 1. 調査対象となった障害福祉サービス等の活動状況について、該当する番号に○をつけてください。**

1. 平成28年度の当初又はそれ以前から活動中
2. 平成28年度の途中から活動中
3. 休止中(平成28年度にサービス提供実績がない場合も含む)
4. 平成28年度未だに休止中

☞1と回答された場合(調査対象サービスが平成28年度の当初又はそれ以前から活動中)は、以下の項目に沿って回答を進めてください。

☞2～4と回答された場合は、以降は回答不要です。このまま調査票を送ってください。

住所・法人名・事業所名の確認	法人名 住所	法人本部 住所	事業所 住所	調査票に関する問合せF.A.X
調査票に関する問合せ電話番号	@			
調査票に関する問合せ担当者	氏名			
事業所設立年月	西暦 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日			
経営主体 該当する番号に○をつけてください。	1. 都道府県、市区町村、一部事務組合(公営公営)      6. 営利法人(株式会社・合資・合資・合同会社) 2. 都道府県、市区町村、一部事務組合(指定管理)      7. 特定非営利活動法人(NPO) 3. 社会福祉協議会      8. 国の機関、独立行政法人国立研究開発機関 4. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外)      9. 独立行政法人(のぞみの園、国立研究開発機構以外) 5. 医療法人      10. その他の法人(社団・財団、農協、生協、学校等)			

この調査は報酬改定の基礎資料となる重要なものです。正確な統計を作るためにも、漏れなくご回答いただきますようお願いいたします。

【提出期限：平成29年●月●日(●)までに提出をお願いします】

関連資料

## 7 障害福祉サービス等情報公表制度について

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が課題となっている。

このため、平成 28 年 5 月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、

- ① 施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、
- ② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。(関連資料)

公表する事業所情報等については、改正障害者総合支援法等に関する政省令の改正を平成 29 年夏頃に予定しているが、制度施行までのスケジュールや報告、公表方法の詳細等は、随時情報提供していきたいと考えているので、ご了解いただきたい。

なお、事業所情報の公表方法については、利用者やその家族等が時間、場所を問わず閲覧できる仕組みとするために、インターネットにより公表することを予定しており、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト(WAMNET)の「障害福祉サービス事業所検索システム」を改修することにより、当該情報公表制度を運用することとしている。

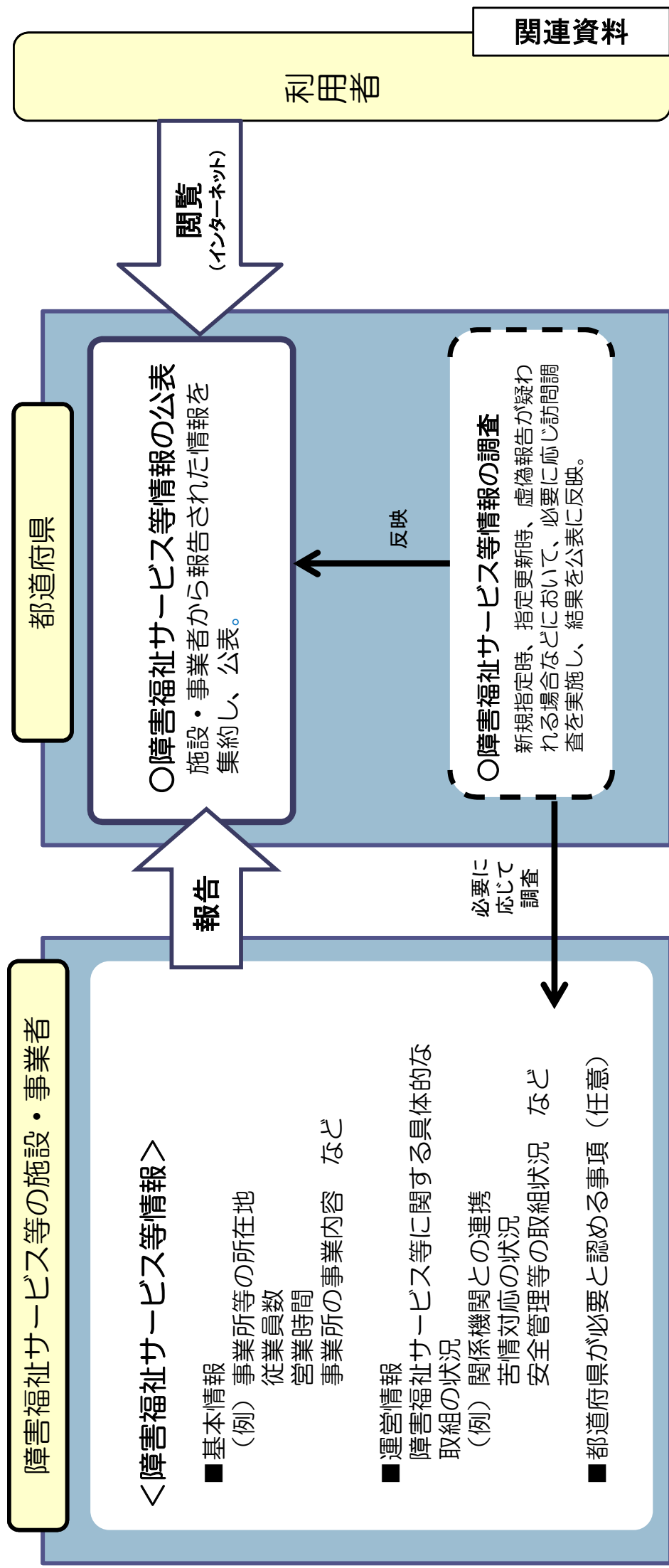
# 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

○ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所

○ このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告するとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。

※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



## 8 訪問系サービスについて

### (1) 平成 29 年度国庫負担基準の改正について

平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定による、福祉・介護職員処遇改加算の拡充に伴い、国庫負担基準告示の改正を行う予定であるので、ご承知おき願いたい。(関連資料 1)

### (2) 平成 29 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業等について

#### ① 平成 29 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っているところである。

平成 29 年度予算案における本事業については、実績等を踏まえ前年度同額の 10.5 億円計上することとしており、また、補助要件については平成 28 年度と同様で実施することを予定している。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本事業の趣旨等について、周知徹底を図るなど円滑な実施について特段の御配慮をお願いしたい。

#### ② 国庫負担基準の適切な運用について

国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成 18 年厚生労働省告示第 530 号。以下「国庫負担基準告示」という。)に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしており、また、重度障害者等包括支援対象者については、「訪問系サービスの適切な運用について」(平成 27 年 5 月 15 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることをお示ししているところであり、各市町村におかれては、内容を御了知の上、国庫負担基準の適切な単位の適用に努めていただきたい。

### <国庫負担基準（改正案）>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準

区分6	69,070 単位（参考：重度訪問介護の区分6は47,490 単位）
介護保険 対象者	34,540 単位（参考：重度訪問介護は14,490 単位）

（参考：重度障害者等包括支援利用者は84,320 単位）

なお、国庫負担基準単位を国庫負担基準告示に定められている単位数を用いずに算定していた等、本制度に対する理解が十分でないことから、国庫負担基準の算定を誤った市町村も散見されたため、「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成27年6月5日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、国庫負担基準の考え方や算定方法等についてお示ししているところであり、各市町村においては、内容を御了知の上、国庫負担基準の適正な算出に努めていただきたい。

また、国庫負担基準告示の改正に伴い、これらの通知も併せて改正する予定であるので、御承知おき願いたい。

### （3）人員配置基準等について

#### ① 行動援護における従業者要件等の見直しについて

行動援護における従業者要件については、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、従業者の更なる資質の向上を図るため行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、平成30年3月31日までの間、経過措置を設けているので、経過措置期間中に経過措置の対象となっている者については、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の積極的な受講を促していただきたい。なお、受講の促進に当たっては、平成29年度予算案で新たに創設された「地域生活支援促進事業」における「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」も活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

また、平成28年度に行動援護従業者における行動援護従業者養成研修及び強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の受講状況等に関する調査を行い、現在、集計しているところである。結果がまとまり次第、追ってお知らせすることを予定しているので、ご承知おき願

いたい。

＜行動援護におけるヘルパーの要件＞

- 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

＜行動援護におけるサービス提供責任者の要件＞

- 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

② 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、平成30年3月31日まで延長したところである。

経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等については、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について」（平成26年10月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、経過措置の延長については今回限りとし再延長は行わないこととしている。

なお、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置の状況を把握するため、「同行援護従業者養成研修の受講状況等調査について」（平成28年8月29日付事務連絡）において調査を実施し、平成28年10月1日時点の状況をまとめたところである。（関連資料2）

6,618事業所から回答があったうち、サービス提供責任者の約26%、サービス提供責任者を除く従業者の約23%が経過措置期間後に従業者要件を満たさなくなる見込みであり、今後のサービスの運営について、縮小又は廃止を検討している事業所が約10%あった。

各都道府県においては、管内の同行援護事業所における同行援護の利用状況等を市町村から把握するなど、管内の視覚障害者のニーズの把握に努めつつ、本調査結果を踏まえ、経過措置対象者が同行援護従業者養成研修の受講をしやすくなるよう、開催場所や開催回数等について、必要な見直しをお願いしたい。また、各都道府県・指定都市・中核市においては、経過措置対象者が多数所属する事業所に、同研修の受講を促すなどして、経過措置期間後の同行援護の提供に支障が生じないように取り計らわれたい。受講の促進に当たっては、平成29年度予算案で新たに創設された「地域生活支援促進事業」における「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」も活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

### ③ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の1つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験3年以上」については、「暫定的な要件（※）」としてきた。なお、介護保険における訪問介護では、平成27年度より報酬上30%減算の取扱いとしているところである。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果において、居宅介護職員初任者研修課程修了者でサービス提供責任者となっている者は全体の3.4%であった。当該要件は、次期報酬改定において見直す方向で検討することを予定しているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、サービス提供責任者の資質の向上を図る観点からも、早期に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう、該当する事業所に促されたい。

※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発1206001通知））

イ 訪問系サービスにおけるヘルパーの要件の1つであるいわゆる3級ヘルパーについては、介護保険における訪問介護では平成21年度より報酬上の評価を廃止したところであるが、障害福祉の訪問系サービスにおける3級ヘルパーに関する取扱いについては、知的・精神障害者が本研修を修了し、指定障害福祉サービス事業所等の従業者として従事している例があること等に鑑み、現在でも従事可能としている。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果において、3級ヘルパーとして従事している者は全体の0.4%であった。各都道府県においては、ヘルパーの資質向上を図るためにも、居宅介護職員初任者研修の受講を促進していただくようお願いしたい。

なお、3級ヘルパーの要件については、次期報酬改定において、見直す方向で検討することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

## （４）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて

社会保障審議会障害者部会における議論を踏まえ、「入院中の医療機関



からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」（平成 28 年 6 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長通知）を发出し、同行援護、行動援護及び重度訪問介護について、医療機関への入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外出のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合に利用することができることをお示ししているところであるので、管内市町村に対し、周知徹底を図るなどの御配慮をお願いしたい。

## ② 居宅介護（家事援助）の適切な実施について

居宅介護（家事援助）については、平成 27 年度予算執行調査等において、「家族等同居人の状況については、支給決定後も含め、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」との指摘や、社会保障審議会障害者部会において、「実質的に相談目的で利用されている事例がある」との指摘を受けたところである。

上記指摘を踏まえ、「居宅介護（家事援助）の適切な実施について」（平成 28 年 3 月 10 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、以下のとおり、市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意事項をまとめているので、各市町村におかれては、居宅介護（家事援助）の適切な運用をお願いしたい。

### ア 市町村における留意事項

- ・ 相談支援事業所から支給決定に係るサービス等利用計画案が提出された際に、同居人の有無等の状況を確認するとともに、特に、障害支援区分の低い利用者（障害支援区分 1 又は 2）の居宅介護（家事援助）における生活等に関する相談を目的とした長時間（1回あたり概ね 1 時間以上）利用の場合にあっては、原則として支給決定を行わないこととするが、サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること。
- ・ 定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認を行うこと。

### イ 相談支援事業所における留意事項について

- ・ サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間（1回あたり概ね 1 時間以上）の居宅介護（家事援助）の利用を希望する場合は、居宅介護（家事援助）によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めるなど、適切に作成すること。
- ・ モニタリング時に居宅に訪問した際に、家族等の同居人の状況や、サービスの具体的な利用状況等を確認した上で、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行う等適切にサービス利用を行うこと。

### ウ 居宅介護事業所における留意事項について

サービス担当者会議等において、例えば、長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）を利用している場合は、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス提供を行うこと。

### ③ 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

### ④ 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で具体的取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付事務連絡）において、制度の適切な運用について示しているところであり、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

## ⑤ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成19年2月16日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

(ア) 重度訪問介護は、同一箇所にも長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすること。

(イ) 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所にも長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

(ウ) これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

(エ) 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

イ 一方で、同一箇所にも長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

## ⑥ 居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における

通院等介助の取扱いについて」(平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

#### ⑦ 訪問系サービスの周知について

訪問系サービスについては、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であるが、当事者自身の制度に関する理解不足を理由として、訪問系サービスを利用していない方もいるといった声も寄せられているところである。

については、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、訪問系サービスの制度内容等の周知に努めていただきたい。

厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百二十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。</p> <p>厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の</p>	<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。</p> <p>厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の</p>

割合が百分の五以上である場合には、百分の百五を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八四、三二〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、八三〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六九、〇七〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三四、五四〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲

割合が百分の五以上である場合には、百分の百五を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八四、〇七〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、七三〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六六、七三〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三三、三七〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲

- げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
- (一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四七、四九〇単位
- (二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三三、三一〇単位
- (三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二六、五七〇単位
- (四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 二一、二二〇単位
- (2) 介護保険給付対象者（③及び④に掲げる者を除く。） 一四、四九〇単位
- (3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二六、三八〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一九、一〇〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者

- げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
- (一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四六、三三〇単位
- (二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三二、五〇〇単位
- (三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二五、九二〇単位
- (四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 二〇、七〇〇単位
- (2) 介護保険給付対象者（③及び④に掲げる者を除く。） 一四、一四〇単位
- (3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二五、七四〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一八、六三〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者

であるもの

(四) 区分四に該当する者

一四、四九〇単位

(五) 区分三に該当する者

一一、五四〇単位

(4) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの

三、九一〇単位

(二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの(三)に掲げる者を除く。  
。 次の a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一六、一六〇単位

b 区分五に該当する者

一〇、二一〇単位

c 区分四に該当する者

七、九六〇単位

(三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

三、九一〇単位

二 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

三四、三四〇単位

(二) 区分五に該当する者

二六、四二〇単位

であるもの

(四) 区分四に該当する者

一四、一四〇単位

(五) 区分三に該当する者

一一、二六〇単位

(4) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの

三、八一〇単位

(二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの(三)に掲げる者を除く。  
。 次の a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一五、七七〇単位

b 区分五に該当する者

九、九六〇単位

c 区分四に該当する者

七、七七〇単位

(三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

三、八一〇単位

二 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

三三、二四〇単位

(二) 区分五に該当する者

二五、五八〇単位



- (三) 区分四に該当する者 一九、八七〇単位
- (四) 区分三に該当する者 一四、七五〇単位
- (五) 障害児 一八、七六〇単位
- (2) 介護保険給付対象者(3)及び(4)に掲げる者を除く。 八、八二〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者(4)に掲げる者を除く。  
 。(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二二、四二〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一八、六〇〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一四、六五〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一一、二六〇単位
- (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの 八、八二〇単位
- (六) 障害児 一八、七六〇単位
- (4) 共同生活援助サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)  
 二、四三〇単位
- ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)  
 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数
- (1) (2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

- (三) 区分四に該当する者 一九、二四〇単位
- (四) 区分三に該当する者 一四、二八〇単位
- (五) 障害児 一八、一六〇単位
- (2) 介護保険給付対象者(3)及び(4)に掲げる者を除く。 八、五四〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者(4)に掲げる者を除く。  
 。(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二二、七〇〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一八、〇一〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一四、一八〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一〇、九〇〇単位
- (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの 八、五四〇単位
- (六) 障害児 一八、一六〇単位
- (4) 共同生活援助サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)  
 二、三五〇単位
- ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)  
 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数
- (1) (2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一)	区分六に該当する者	二六、九七〇単位
(二)	区分五に該当する者	一九、六五〇単位
(三)	区分四に該当する者	一三、四一〇単位
(四)	区分三に該当する者	八、六〇〇単位
(五)	区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者	六、八〇〇単位
(六)	区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者	六、〇〇〇単位
(七)	障害児	一一、四二〇単位
(2)	介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(③に掲げる者を除く。) 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数	
(一)	区分六に該当する者	二二、八九〇単位
(二)	区分五に該当する者	一六、六〇〇単位
(三)	区分四に該当する者	一〇、三七〇単位
(四)	区分三に該当する者	五、五二〇単位
(五)	区分二に該当する者	三、七五〇単位
(六)	区分一に該当する者	二、九〇〇単位
(七)	障害児	九、三二〇単位
(3)	生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの	二一、〇三〇単位

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15

(一)	区分六に該当する者	二五、九六〇単位
(二)	区分五に該当する者	一八、九一〇単位
(三)	区分四に該当する者	一二、九一〇単位
(四)	区分三に該当する者	八、二八〇単位
(五)	区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者	六、五四〇単位
(六)	区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者	五、七七〇単位
(七)	障害児	一一、九五〇単位
(2)	介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(③に掲げる者を除く。) 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数	
(一)	区分六に該当する者	二二、九九〇単位
(二)	区分五に該当する者	一五、九八〇単位
(三)	区分四に該当する者	九、九八〇単位
(四)	区分三に該当する者	五、三一〇単位
(五)	区分二に該当する者	三、六一〇単位
(六)	区分一に該当する者	二、七九〇単位
(七)	障害児	八、九七〇単位
(3)	生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの	二〇、二四〇単位

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15

の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

二、二八〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一一、八九〇単位

(二) 区分五に該当する者

九、三七〇単位

(三) 区分四に該当する者

七、三二〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの

三、三二〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一一、三七〇単位

(二) 区分五に該当する者

七、八四〇単位

(三) 区分四に該当する者

五、七六〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第

の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

二、一九〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一一、四一〇単位

(二) 区分五に該当する者

九、〇二〇単位

(三) 区分四に該当する者

七、〇五〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの

三、二〇〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一〇、九四〇単位

(二) 区分五に該当する者

七、五五〇単位

(三) 区分四に該当する者

五、五四〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第

<p>別表 (略)</p> <p>十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの  次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数</p> <p>(1) 区分六に該当する者 九、〇八〇単位</p> <p>(2) 区分五に該当する者 五、五六〇単位</p> <p>(3) 区分四に該当する者 三、五一〇単位</p> <p>リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外のもの 一二、五五〇単位</p> <p>(2) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 三、四四〇単位</p>	<p>別表 (略)</p> <p>十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの  次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数</p> <p>(1) 区分六に該当する者 八、七四〇単位</p> <p>(2) 区分五に該当する者 五、三五〇単位</p> <p>(3) 区分四に該当する者 三、三八〇単位</p> <p>リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外のもの 一二、〇八〇単位</p> <p>(2) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 三、三一〇単位</p>
---	---

## 同行援護従業者養成研修の受講状況等調査結果について①

同行援護の従業者要件について、同行援護の従事者要件のうち、

○ 従業者について、同行援護従業者養成研修一般課程を修了すること。

○ サービス提供責任者について、同行援護従業者養成研修応用課程を修了すること。

について、これらの研修を修了したこととみなす経過措置は平成30年3月31日までとしている。そこで、全国の同行援護事業所における、平成28年10月1日時点の同行援護従業者養成研修の修了状況等について調査を行ったところ、以下のとおりの結果であった。

### 1. 従業者数

	合計	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
合計	102,692人	4,083人	11,126人	24,096人	29,946人	33,441人
常勤	26,230人	1,990人	4,830人	7,885人	7,952人	3,573人
非常勤	76,462人	2,093人	6,296人	16,211人	21,994人	29,868人

### 2. 従業者が保有する資格

	合計	同行援護従業者養成研修		居宅介護 初任者研 修等修了 者(※)	国立障害 者リハビリ テーション学 院視覚障 害学科修 了者	経過措置 対象者	研修が終 了すると 見込まれ る者	研修修了 予定がな い者
		①応用課 程修了者	②一般課 程修了者					
合計	86,485人	6,699人	14,281人	43,472人	58人	21,975人	2,107人	19,868人
常勤	11,742人	1,891人	2,294人	5,426人	3人	2,128人	575人	1,553人
非常勤	74,743人	4,808人	11,987人	38,046人	55人	19,847人	1,532人	18,315人

※ 居宅介護初任者研修課程修了者等（介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者（旧1・2級ヘルパーを含む）等）、基礎研修課程修了者等（障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（旧3級ヘルパーを含む）等）及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者

### 3. サービス提供責任者が保有する資格

	合計	居宅介護 職員初任 者研修課 程修了者 (※) であっ て、同行 援護従業 者養成研 修応用課 程修了者	国立障害 者リハビリ テーション学 院視覚障 害学科修 了者	経過措置対象者		研修修了 が見込ま れる者	研修修了 予定がな い者
				居宅介護 職員初任 者研修課 程修了者 等であっ て、同行 援護従業 者養成研 修応用課 程未修了 者	地域生活 支援事業 における 移動支援 事業に3 年以上従 事した者		
合計	16,207人	8,706人	16人	6,864人	621人	3,309人	4,176人
常勤	14,488人	8,246人	14人	5,749人	479人	3,007人	3,221人
非常勤	1,719人	460人	2人	1,115人	142人	302人	955人

※ 2. の※と同。

### 4. 平成30年3月31日以降の事業の展望について

合計	現行のまま継続	事業規模を拡大	事業規模を縮小	事業を廃止	未定
6,618事業所	5,598事業所	375事業所	327事業所	307事業所	11事業所

## 同行援護従業者養成研修の受講状況等調査結果について②

- ※ 都道府県の数値は指定都市・中核市分を含む。
- ※ 要研修受講者数・・・経過措置対象者で、平成30年3月31日までに研修を修了する見込みが立っていない人数。
- ※ 平成30年4月移行に従業者要件を満たさなくなる者の割合が全国の平均より高い個所を着色。

	従業者数(サービス提供責任者を除く)										同行援護事業所の今後の展望											
	【常勤】					【非常勤】					【常勤】					【非常勤】						
	総数		要研修受講者数(※)		経過措置対象者数		総数		要研修受講者数		経過措置対象者数		総数		要研修受講者数		経過措置対象者数		回答総数		縮小又は廃止	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
合計	11,742	2,128	1,080	9.2%	74,743	19,847	14,599	19.5%	14,488	6,228	3,221	22.2%	1,719	1,257	955	55.6%	6,607	634	9.6%	6,607	634	9.6%
1 北海道	884	191	127	14.4%	3,742	544	310	8.3%	899	365	189	21.0%	45	33	21	46.7%	380	46	12.1%	380	46	12.1%
2 青森県	226	50	18	8.0%	596	166	98	16.4%	149	56	25	16.8%	44	42	41	93.2%	69	3	4.3%	69	3	4.3%
3 岩手県	94	31	25	26.6%	535	188	156	29.2%	125	52	28	22.4%	4	4	3	75.0%	48	7	14.6%	48	7	14.6%
4 宮城県	190	44	20	10.5%	1,274	460	393	30.8%	252	165	102	40.5%	23	22	16	69.6%	93	19	20.4%	93	19	20.4%
5 秋田県	131	16	0	0.0%	334	81	47	14.1%	122	71	32	26.2%	4	2	0	0.0%	36	7	19.4%	36	7	19.4%
6 山形県	104	36	26	25.0%	345	47	28	8.1%	103	57	40	38.8%	3	2	2	66.7%	37	5	13.5%	37	5	13.5%
7 福島県	94	6	1	1.1%	631	156	98	15.5%	133	59	34	25.6%	4	3	2	50.0%	58	7	12.1%	58	7	12.1%
8 茨城県	87	7	3	3.4%	398	61	20	5.0%	92	39	26	28.3%	15	8	6	40.0%	54	8	14.8%	54	8	14.8%
9 栃木県	124	32	10	8.1%	489	200	143	29.2%	90	51	25	27.8%	12	8	6	50.0%	62	7	11.3%	62	7	11.3%
10 群馬県	164	21	7	4.3%	977	268	121	12.4%	167	61	25	15.0%	43	36	27	62.8%	92	7	7.6%	92	7	7.6%
11 埼玉県	283	48	21	7.4%	2,145	651	437	20.4%	376	187	117	31.1%	73	67	53	72.6%	181	28	15.5%	181	28	15.5%
12 千葉県	391	71	38	9.7%	2,996	822	566	18.9%	502	236	139	27.7%	73	59	33	45.2%	235	34	14.5%	235	34	14.5%
13 東京都	573	119	62	10.8%	5,470	1,435	915	16.7%	1,231	545	256	20.8%	56	32	27	48.2%	563	49	8.7%	563	49	8.7%
14 神奈川県	441	84	42	9.5%	4,427	1,534	1,215	27.4%	631	278	142	22.5%	128	112	97	75.8%	258	27	10.5%	258	27	10.5%
15 新潟県	224	29	21	9.4%	803	249	193	24.0%	199	62	31	15.6%	8	5	0	0.0%	76	1	1.3%	76	1	1.3%
16 富山県	42	13	9	21.4%	489	202	170	34.8%	88	31	15	17.0%	11	5	3	27.3%	37	3	8.1%	37	3	8.1%
17 石川県	104	13	1	1.0%	377	60	32	8.5%	97	32	17	17.5%	10	6	3	30.0%	55	3	5.5%	55	3	5.5%
18 福井県	55	8	2	3.6%	252	20	0	0.0%	58	33	12	20.7%	4	4	2	50.0%	26	3	11.5%	26	3	11.5%
19 山梨県	42	1	0	0.0%	374	46	26	7.0%	62	28	16	25.8%	1	0	0	0.0%	28	1	3.6%	28	1	3.6%
20 長野県	131	8	4	3.1%	400	79	50	12.5%	110	27	12	10.9%	5	2	1	20.0%	47	3	6.4%	47	3	6.4%
21 岐阜県	68	7	5	7.4%	901	177	146	16.2%	130	42	18	13.8%	14	10	7	50.0%	52	4	7.7%	52	4	7.7%
22 静岡県	175	11	3	1.7%	1,343	264	179	13.3%	219	91	49	22.4%	64	46	35	54.7%	98	9	9.2%	98	9	9.2%

	従業者数(サービス提供責任者を除く)										サービス提供責任者数										同行援護事業所の今後の展望			平成27年度同行援護従事者養成研修実施状況				
	【常勤】					【非常勤】					【常勤】					【非常勤】					回答総数	縮小又は廃止	開催回数	修了者数	開催回数	修了者数	開催回数	修了者数
	総数	経過措置対象者数	要研修者数(※)	総数	経過措置対象者数	要研修者数	総数	経過措置対象者数	要研修者数	総数	経過措置対象者数	要研修者数	総数	経過措置対象者数	要研修者数	要研修者数	要研修者数	(所)⑨	(所)⑩	(所)⑪								
	(人)①	(人)②	(人)③	(人)④	(人)⑤	(人)⑥	(人)⑦	(人)⑧	(人)⑨	(人)⑩	(人)⑪	(人)⑫	(人)⑬	(人)⑭	(人)⑮	(人)⑯	(人)⑰	(人)⑱	(人)⑲	(人)⑳	(人)㉑	(人)㉒	(人)㉓	(人)㉔	(人)㉕	(人)㉖		
23	愛知県	795	200	111	14.0%	7,369	2,619	2,174	29.5%	1,055	474	284	26.9%	153	123	102	66.7%	454	45	9.9%	65	877	46	531				
24	三重県	191	21	6	3.1%	817	164	118	14.4%	195	81	34	17.4%	17	13	10	58.8%	94	20	21.3%	2	48	1	17				
25	滋賀県	124	18	4	3.2%	526	102	27	5.1%	102	44	20	19.6%	13	10	3	23.1%	54	7	13.0%	6	41	4	26				
26	京都府	310	71	38	12.3%	1,379	253	171	12.4%	270	118	58	21.5%	12	9	5	41.7%	123	7	5.7%	11	213	8	78				
27	大阪府	1,924	302	137	7.1%	12,937	3,292	2,569	19.9%	2,274	989	474	20.8%	350	228	176	50.3%	1,114	86	7.7%	161	2,452	115	1,642				
28	兵庫県	553	121	73	13.2%	4,161	994	823	19.8%	754	341	138	18.3%	68	49	37	54.4%	305	25	8.2%	55	333	29	102				
29	奈良県	356	66	16	4.5%	1,193	283	203	17.0%	312	161	61	19.6%	15	11	8	53.3%	202	31	15.3%	4	85	4	71				
30	和歌山県	307	119	94	30.6%	1,255	538	475	37.8%	278	124	57	20.5%	18	10	7	38.9%	123	20	16.3%	5	52	5	35				
31	鳥取県	42	0	0	0.0%	56	6	5	8.9%	15	5	4	26.7%	2	0	0	0.0%	11	1	9.1%	1	48	1	21				
32	島根県	101	18	4	4.0%	326	54	25	7.7%	83	25	6	7.2%	8	8	5	62.5%	42	3	7.1%	13	134	1	25				
33	岡山県	62	14	4	6.5%	705	208	151	21.4%	168	91	63	37.5%	28	23	23	82.1%	73	7	9.6%	3	36	3	40				
34	広島県	216	43	32	14.8%	2,223	937	844	38.0%	382	203	137	35.9%	71	62	52	73.2%	163	14	8.6%	50	493	22	161				
35	山口県	119	15	6	5.0%	912	249	156	17.1%	164	53	25	15.2%	24	11	7	29.2%	83	5	6.0%	6	89	6	57				
36	徳島県	131	5	5	3.8%	480	85	68	14.2%	129	46	28	21.7%	11	7	6	54.5%	69	5	7.2%	13	188	6	82				
37	香川県	161	13	7	4.3%	619	149	113	18.3%	150	52	23	15.3%	35	21	4	11.4%	83	6	7.2%	4	83	4	48				
38	愛媛県	203	11	3	1.5%	1,505	212	143	9.5%	290	59	30	10.3%	23	11	9	39.1%	119	4	3.4%	13	171	6	62				
39	高知県	55	18	9	16.4%	269	79	51	19.0%	91	28	15	16.5%	12	6	5	41.7%	40	3	7.5%	2	87	2	40				
40	福岡県	466	54	19	4.1%	3,480	746	477	13.7%	740	259	118	15.9%	69	34	20	29.0%	302	20	6.6%	78	686	62	447				
41	佐賀県	50	6	2	4.0%	217	82	41	18.9%	57	26	15	26.3%	4	2	1	25.0%	29	1	3.4%	4	21	4	30				
42	長崎県	225	51	18	8.0%	1,091	270	146	13.4%	243	104	73	30.0%	11	8	1	9.1%	91	10	11.0%	7	52	7	50				
43	熊本県	182	16	11	6.0%	830	238	187	22.5%	220	106	76	34.5%	45	39	32	71.1%	102	10	9.8%	7	97	6	166				
44	大分県	98	30	5	5.1%	733	156	98	13.4%	141	73	37	26.2%	23	16	13	56.5%	70	5	7.1%	10	109	9	96				
45	宮崎県	96	6	2	2.1%	538	41	19	3.5%	108	35	19	17.6%	9	5	3	33.3%	69	3	4.3%	17	96	17	69				
46	鹿児島県	162	31	12	7.4%	1,034	170	76	7.4%	249	90	49	19.7%	43	33	31	72.1%	109	8	7.3%	18	180	15	161				
47	沖縄県	186	33	17	9.1%	790	210	96	12.2%	183	73	27	14.8%	11	10	10	90.9%	98	7	7.1%	13	232	9	134				
(以下、指定都市・中核市分を再掲)																												
48	札幌市	392	33	12	3.1%	1,678	160	82	4.9%	388	125	52	13.4%	23	15	10	43.5%	165	15	9.1%								
49	仙台市	140	38	20	14.3%	1,086	443	388	35.7%	200	132	82	41.0%	18	17	15	83.3%	70	16	22.9%								
50	さいたま市	123	35	18	14.6%	736	304	181	24.6%	119	68	38	31.9%	19	19	10	52.6%	66	10	15.2%								
51	千葉市	102	15	8	7.8%	696	270	204	29.3%	126	60	34	27.0%	5	3	2	40.0%	58	8	13.8%								
52	横浜市	158	37	22	13.9%	1,986	848	719	36.2%	245	116	49	20.0%	17	13	7	41.2%	87	3	3.4%								

	従業者数(サービス提供責任者を除く)				サービス提供責任者数				同行援護事業所の今後の展望				平成27年度同行援護従事者養成研修実施状況														
	【常勤】		【非常勤】		【常勤】		【非常勤】		回答総数	縮小又は廃止	一般課程		応用課程														
	総数	要研修受講者数(※)	総数	要研修受講者数	総数	要研修受講者数	総数	要研修受講者数			開催回数	修了者数	開催回数	修了者数													
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(所)	(所)	(回)	(人)	(回)	(人)													
53	川崎市	17	①	6	②	1	5.9%	386	133	115	④	④/③	29.8%	40	16	10	25.0%	3	1	1	33.3%	⑧	⑧/⑦	33.3%	17	0	0.0%
54	相模原市	106	14	6	5.7%	609	253	183	30.0%	92	61	48	52.2%	81	81	78	96.3%	36	8	22.2%							
55	新潟市	78	10	7	9.0%	534	168	133	24.9%	101	23	8	7.9%	5	3	0	0.0%	38	1	2.6%							
56	静岡市	70	3	1	1.4%	535	122	107	20.0%	69	25	10	14.5%	32	24	22	68.8%	29	2	6.9%							
57	浜松市	42	5	0	0.0%	298	64	15	5.0%	60	29	16	26.7%	4	1	0	0.0%	32	5	15.6%							
58	名古屋	488	133	73	15.0%	4,809	1,928	1,650	34.3%	650	266	145	22.3%	93	76	61	65.6%	275	24	8.7%							
59	京都市	249	63	33	13.3%	932	183	118	12.7%	205	98	50	24.4%	7	6	3	42.9%	90	7	7.8%							
60	大阪市	757	90	43	5.7%	3,559	789	572	16.1%	657	264	99	15.1%	165	124	107	64.8%	364	20	5.5%							
61	堺市	155	26	13	8.4%	1,175	505	437	37.2%	204	102	56	27.5%	41	32	27	65.9%	94	17	18.1%							
62	神戸市	154	21	10	6.5%	1,292	402	361	27.9%	225	106	50	22.2%	30	18	14	46.7%	108	10	9.3%							
63	岡山市	14	1	1	7.1%	326	52	36	11.0%	66	32	23	34.8%	10	7	7	70.0%	28	2	7.1%							
64	広島市	73	26	23	31.5%	1,189	641	603	50.7%	160	96	75	46.9%	24	22	17	70.8%	62	6	9.7%							
65	北九州市	106	17	6	5.7%	1,021	341	237	23.2%	256	102	33	12.9%	12	10	6	50.0%	85	8	9.4%							
66	福岡市	181	18	2	1.1%	1,298	170	98	7.6%	202	63	37	18.3%	20	6	6	30.0%	89	4	4.5%							
67	熊本市	54	9	8	14.8%	277	95	70	25.3%	81	49	34	42.0%	20	18	12	60.0%	37	4	10.8%							
68	旭川市	60	8	7	11.7%	253	15	8	3.2%	55	24	14	25.5%	1	1	1	100.0%	21	3	14.3%							
69	函館市	22	13	9	40.9%	144	27	23	16.0%	36	12	9	25.0%	3	1	1	33.3%	16	2	12.5%							
70	青森市	29	3	0	0.0%	185	22	14	7.6%	35	13	2	5.7%	2	2	2	100.0%	11	0	0.0%							
71	盛岡市	33	8	6	18.2%	163	66	40	24.5%	40	17	13	32.5%	1	1	0	0.0%	0	0	-							
72	秋田市	31	8	0	0.0%	55	12	10	18.2%	29	18	10	34.5%	3	1	0	0.0%	16	3	18.8%							
73	郡山市	6	2	0	0.0%	119	48	46	38.7%	19	7	3	15.8%	1	1	1	100.0%	7	2	28.6%							
74	いわき市	46	1	1	2.2%	247	19	3	1.2%	50	25	15	30.0%	2	2	1	50.0%	8	0	0.0%							
75	宇都宮市	102	23	7	6.9%	303	153	100	33.0%	57	36	18	31.6%	7	5	5	71.4%	24	4	16.7%							
76	前橋市	22	1	0	0.0%	241	69	64	26.6%	37	16	7	18.9%	7	6	3	42.9%	40	7	17.5%							
77	高崎市	28	2	1	3.6%	215	27	13	6.0%	30	8	5	16.7%	22	19	18	81.8%	15	1	6.7%							
78	川崎市	24	1	0	0.0%	103	25	20	19.4%	15	5	1	6.7%	2	1	1	50.0%	19	1	5.3%							
79	越谷市	28	1	0	0.0%	133	20	18	13.5%	23	8	5	21.7%	1	1	0	0.0%	13	2	15.4%							
80	船橋市	50	13	3	6.0%	477	181	62	13.0%	82	30	16	19.5%	7	5	0	0.0%	9	1	11.1%							
81	柏市	46	4	2	4.3%	301	77	55	18.3%	38	20	8	21.1%	6	3	2	33.3%	30	0	0.0%							
82	八王子市	50	10	7	14.0%	579	196	76	13.1%	85	38	13	15.3%	7	4	3	42.9%	20	2	10.0%							
83	横須賀市	14	0	0	0.0%	194	113	103	53.1%	39	15	3	7.7%	1	0	0	0.0%	48	4	8.3%							



	従業者数(サービス提供責任者を除く)										サービス提供責任者数										同行援護事業所の今後の展望				平成27年度同行援護従事者養成研修実施状況			
	【常勤】					【非常勤】					【常勤】					【非常勤】					一般課程		応用課程					
	総数	経過措置対象者数	要研修受講者数(※)	総数	経過措置対象者数	要研修受講者数	総数	経過措置対象者数	要研修受講者数	総数	経過措置対象者数	要研修受講者数	総数	経過措置対象者数	要研修受講者数	回答総数	縮小又は廃止	開催回数	修了者数	開催回数	修了者数							
84	富山市	20	6	4	20.0%	②	①	④	③	178	66	66	37.1%	④	③	⑤	⑥	⑦	⑧	⑦	⑨	⑩	⑨					
85	金沢市	43	9	0	0.0%	0	0	0	0.0%	147	3	3	0.0%	0	0	29	12	6	20.7%	5	3	1	20.0%	16	1	6.3%		
86	長野市	41	4	4	9.8%	4	4	34	20.6%	165	38	34	20.6%	33	8	5	15.2%	1	0	0	0.0%	18	1	5.6%				
87	岐阜市	22	3	2	9.1%	2	2	78	14.1%	554	94	78	14.1%	36	18	6	16.7%	5	3	1	20.0%	16	0	0.0%				
88	豊橋市	82	17	9	11.0%	9	9	52	13.8%	376	102	52	13.8%	76	38	27	35.5%	2	2	2	100.0%	13	2	15.4%				
89	岡崎市	16	0	0	0.0%	0	0	18	6.2%	290	18	18	6.2%	31	15	11	35.5%	2	2	1	50.0%	26	6	23.1%				
90	豊田市	16	5	4	25.0%	4	4	91	37.6%	242	93	91	37.6%	31	15	11	35.5%	4	0	0	0.0%	13	0	0.0%				
91	大津市	50	8	1	2.0%	1	1	5	1.7%	300	41	5	1.7%	45	29	15	33.3%	4	2	2	50.0%	15	2	13.3%				
92	高槻市	52	11	5	9.6%	5	5	82	17.3%	475	107	82	17.3%	96	34	15	15.6%	2	1	0	0.0%	21	2	9.5%				
93	東大阪市	169	36	20	11.8%	20	20	411	27.4%	1,501	468	411	27.4%	251	122	64	25.5%	14	6	1	7.1%	38	3	7.9%				
94	豊中市	57	4	2	3.5%	2	2	155	28.0%	554	200	155	28.0%	95	45	27	28.4%	8	7	6	75.0%	118	13	11.0%				
95	枚方市	55	4	3	5.5%	3	3	130	18.4%	708	158	130	18.4%	104	54	31	29.8%	9	7	6	66.7%	27	1	3.7%				
96	姫路市	86	56	38	44.2%	38	38	123	15.9%	772	161	123	15.9%	141	77	17	12.1%	7	5	3	42.9%	49	3	6.1%				
97	尼崎市	100	22	14	14.0%	14	14	210	32.2%	652	249	210	32.2%	121	46	11	9.1%	7	6	2	28.6%	37	4	10.8%				
98	西宮市	32	3	1	3.1%	1	1	8	4.1%	194	10	8	4.1%	32	17	7	21.9%	1	1	1	100.0%	58	5	8.6%				
99	奈良市	123	20	3	2.4%	3	3	174	23.9%	557	174	133	23.9%	134	77	32	23.9%	8	7	7	87.5%	13	3	23.1%				
100	和歌山市	184	85	71	38.6%	71	71	236	36.4%	648	262	236	36.4%	125	68	34	27.2%	13	6	4	30.8%	61	5	8.2%				
101	倉敷市	22	5	2	9.1%	2	2	11	7.3%	151	39	11	7.3%	47	29	19	40.4%	5	4	4	80.0%	54	8	14.8%				
102	福山市	25	0	0	0.0%	0	0	34	18.7%	182	36	34	18.7%	55	29	21	38.2%	25	23	21	84.0%	18	1	5.6%				
103	呉市	11	3	1	9.1%	1	1	96	37.9%	253	114	96	37.9%	48	11	5	10.4%	2	1	1	50.0%	20	1	5.0%				
104	下関市	46	1	0	0.0%	0	0	10	3.6%	281	32	10	3.6%	50	12	2	4.0%	6	2	1	16.7%	21	1	4.8%				
105	高松市	45	5	2	4.4%	2	2	62	15.6%	397	84	62	15.6%	67	25	8	11.9%	29	20	3	10.3%	27	1	3.7%				
106	松山市	61	4	3	4.9%	3	3	70	10.3%	682	87	70	10.3%	92	26	14	15.2%	7	4	3	42.9%	34	1	2.9%				
107	高知市	36	16	9	25.0%	9	9	36	20.7%	174	49	36	20.7%	60	14	8	13.3%	8	2	1	12.5%	42	2	4.8%				
108	久留米市	30	2	2	6.7%	2	2	3	1.2%	244	37	3	1.2%	54	15	2	3.7%	4	3	2	50.0%	24	0	0.0%				
109	長崎市	132	41	10	7.6%	10	10	97	12.8%	755	217	97	12.8%	155	67	50	32.3%	10	8	1	10.0%	30	2	6.7%				
110	佐世保市	17	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	89	0	0	0.0%	16	5	4	25.0%	0	0	0	-	50	5	10.0%				
111	大分市	62	21	4	6.5%	4	4	62	15.2%	408	95	62	15.2%	70	37	23	32.9%	7	4	3	42.9%	7	0	0.0%				
112	宮崎市	36	1	0	0.0%	0	0	1	0.6%	172	7	1	0.6%	42	15	8	19.0%	3	3	3	100.0%	32	2	6.3%				
113	鹿児島市	102	12	2	2.0%	2	2	30	4.5%	673	72	30	4.5%	152	59	29	19.1%	37	28	28	75.7%	24	0	0.0%				
114	那覇市	38	3	2	5.3%	2	2	58	11.5%	261	58	30	11.5%	62	21	7	11.3%	0	0	0	-	61	3	4.9%				

## 9 障害者の就労支援の推進等について

### (1) 障害者の就労支援の推進について

#### ① 一般就労への移行の促進について

就労移行支援については、平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する評価の適正化を図るため、就労定着者（一般就労移行後に 6 ヶ月以上雇用されている者）が過去 3 年間または過去 4 年間いない場合、報酬の減算を行うこととしたところである。

減算の仕組み導入後においても、一般就労への移行率が 0 % の事業所は 3 割強で推移していた。【関連資料 1】

こうした状況を踏まえ、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するとともに、過去 2 年間に一般就労への移行実績がない事業所に対しても報酬の減算を行うこととしたところであり、平成 28 年 10 月においては、173 事業所（5.4%）が一般就労への移行実績がない又は就労定着実績がない場合の減算の対象となっている。

就労移行支援は、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障害者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を提供するものであり、利用者の一般就労への移行を実現することを趣旨とするサービスである。

こうした趣旨があるにもかかわらず、3 割弱の事業所において 1 年間で 1 人も一般就労に移行させることができていない状況（平成 28 年 4 月時点）である。

各都道府県等におかれては、一般就労への移行実績がない事業所や就労定着者（一般就労への移行後、就労した企業等に連続して 6 か月以上雇用されている者）の実績が数年間に渡ってゼロである事業所に関しては、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われていないと考えられることから、引き続き、重点的に指導を実施するようお願いする。

#### ② 就労継続支援 A 型について

##### (ア) 就労継続支援 A 型の運用の見直しについて

就労継続支援 A 型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものである。このため、就労継続支援 A 型事業者は、最低賃金の支払い等の労働関係法令を遵守した上で、利用者に対し、必

要な支援を行うことが求められる。

しかしながら、就労継続支援A型については、

- ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業員以外の者」）がフルタイムで就労している事例
- ・ 利用者も就労継続支援A型事業の従業員も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例
- ・ 正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がる仕事しか提供しない事例

など、本来の就労継続支援A型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が見られたことから、これまでも報酬改定等において、事業運営の適正化を図ってきたところである。

（参考：これまでの対応）

時期	対応内容
平成 24 年 10 月	利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算（90%、75%）措置の創設（平成 24 年度報酬改定）
平成 27 年 9 月	指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について（課長通知） ①暫定支給決定の適正な運用の依頼 ②不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示 （不適切な事例） ・収益の上がる仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難 ・全ての利用者の労働時間を一律に短時間 ・一定期間経過後に事業所を退所させている
平成 27 年 10 月	短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合（90%～30%）を強化（平成 27 年度報酬改定）
平成 28 年 3 月	就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供の推進について（課長通知） ①暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で差が出ないように都道府県の関与の依頼

	②不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼
--	--

こうした取組を行ってきたが、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が、以前として、指摘されていることから、平成 29 年 4 月から就労継続支援 A 型については、指定基準等に関して、

- 利用者の就労の向上を図るため、
  - ・ 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない
  - ・ 賃金を自立支援給付から支払うことを原則禁止
  - ・ 利用者が長く働きたいと希望する場合には、その希望を踏まえた就労の機会の提供をしなければならない
- 障害者を含む幅広い関係者の意見を反映し策定される障害福祉計画上の必要サービス量が確保できている場合、自治体は新たに就労継続支援 A 型事業所の指定をしないことを可能にする

などを指定基準等に新たに規定し、事業運営の更なる適正化を図ることとしているので、当該指定基準等に沿った指導等をお願いしたい。

なお、生産活動に係る事業の収入や必要経費に計上できる勘定科目、生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額から、利用者の賃金が支払うことができない場合の具体的取扱等に関しては、指定基準の解釈通知でお示ししていく。

#### (イ) 就労継続支援 A 型の新規指定時の取扱いについて

就労継続支援 A 型の新規指定時には、法施行規則に掲げる事項を記載した申請書類を提出させることとなっているが、就労の機会の提供にあたって収益の上がない仕事しか提供しない事例も指摘されていることから、自立支援給付費や特定求職者雇用開発助成金を充てなくとも最低賃金が支払える事業計画となっているか確認し、指定後半年程度をメドに実地指導を実施し事業計画に沿った生活活動の内容等になっているのか確認するようお願いしたい。なお、具体的取扱いについては、今後、課長通知にて依頼する予定である。

#### (ウ) 情報公表制度の先行実施について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)により、サービス提供者の情報公表制度が創設され、平成 30 年 4 月から施行さ

れる。

就労継続支援A型事業所については、利用者が就労継続支援A型で収益が上がらない働きがいのない仕事しか提供されないが、最低賃金が保障されるため、利用しているという事例も報告されている。しかしながら、このような事業所を利用した結果、障害の状況が悪化し在宅に戻っているとといったことも指摘されていることから、事業所に対して、貸借対照表や損益計算書、就労継続支援A型のみ会計区分、生産活動の内容を事業所のホームページに公表するよう促していただきたい。なお、当該取扱いについては、今後、課長通知にて依頼する予定である。

## (エ) 特定求職者開発雇用助成金について

就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、就労継続支援A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定（障害者本人にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。）を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

今般、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく「地方分権改革に関する提案募集」（平成28年）において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があったところであり、平成28年12月に

- A型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする
- 平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、A型事業所についてはその割合を25%とする

という見直しが行われることが、各都道府県労働局に通知され、平成29年5月1日以降の暫定支給決定が行われた利用者についても当該助成金の対象となることとなった。【関連資料2】

なお、就労継続支援A型事業所の利用にあたり、原則として暫定支給決定を行うことについては、引き続き、管内市町村及び事業所等に対し周知徹底をお願いしたい。

また、平成19年4月2日付け障障発第0402001号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」については、改正予定であるため、おって通知する。

### ③ 平成 27 年度の工賃実績について

平成 27 年度における就労継続支援 B 型事業所利用者の全国の平均工賃月額額は 15,033 円、対前年度比 195 円増（1.3%増）となっているところである。

また、平成 18 年度からは 2,811 円増（22.9%増）となっているが、平成 18 年度から継続して工賃倍増 5 か年計画、工賃向上計画を作成し工賃向上に取り組んでいる事業所については、平成 27 年度の平均工賃が 16,598 円（平成 18 年度 12,542 円）と、4,056 円増（32.3%増）となっており、より一層の工賃の向上が図られているところである。【関連資料 3】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援 B 型事業所利用者の平均工賃は着実に増加してきているが、約 1 割の事業所で平均工賃が 5 千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である 3 千円を下回っている事業所もある。このような事業所については、運営基準を遵守していないことが明確であることから、重点的に指導をお願いしたい。また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センターへの移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要となってくる。【関連資料 4】

### ④ 就労継続支援 B 型の利用に係るアセスメントの取扱いについて

#### （ア）平成 27 年度における就労アセスメントの実施状況について

平成 27 年度から、特別支援学校卒業者等が就労継続支援 B 型を利用する場合、原則として、就労移行支援事業所等によるアセスメントを受けることとしており、平成 28 年 4 月に全自治体を実施した調査結果によれば、65%の自治体において実施され、26%の自治体では対象者がいなかったという結果になっている。また、アセスメントの実施後、73%の者が就労継続支援 B 型、10%の者が就労移行支援の利用につながっている。

一方、8%の自治体では未実施であり、理由として体制未整備との回答が多かったことから、アセスメント実施体制の構築を引き続きお願いしたい。【関連資料 5】

#### （イ）就労アセスメントの実施時期の見直しについて

当該アセスメントは、約 6 割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスの利用に至っていること、就労継続支援 B 型事業所から一般就労へ移行する利用者が 2%にも満たないことといった現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労継続支援 B 型の利用など、長期的な就労面に関するニーズを把握するために実施するものである。

しかしながら、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援 B

型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところである。

調査結果によれば、アセスメントの対象者の約7割は特別支援学校在学者であり、そのうち約9割が知的障害のある者となっているが、形式的になる理由としては、卒業年次に実施し、既に就労継続支援B型の利用が決まっている等が上げられている。

アセスメントを実施するに当たっては、課題の早期把握や進路の検討等のため、自治体によっては、卒業年次の前の年次に実施し、卒業年次には実際に想定する進路を念頭に置き実習を実施し、適切な進路選択に効果を上げているところもあり、各自治体におかれては、形式的にならないよう、卒業年次の前の年次（高等部1～2年次）に実施することを推進していただきたい。

#### **(ウ) アセスメント実施機関の拡大について**

現在、就労アセスメント実施機関は、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターとしているところであるが、アセスメントを必要とする対象者が多い自治体があること、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがない障害保健福祉圏域もあることから、来年度から実施機関の拡大を図ることとし、自治体が認める就労支援機関（自治体設置の障害者就労支援センター等や一般就労を支援する障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関）において、就労アセスメントを行える体制が整っている場合は、就労アセスメント実施機関とすることができることとするので、実施機関の拡大が必要な場合は、当該機関に就労アセスメントの趣旨を依頼し、実施が可能となるよう調整をお願いしたい。

また、特別支援学校高等部在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、アセスメントを受けたとみなすことができることとするので、特別支援学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所等関係機関と連携を引き続きお願いしたい（いずれもQ&Aの改正を予定）。

#### **⑤ 在宅において就労移行支援を利用する場合の取扱いについて**

ICTを活用して在宅勤務するテレワークが普及してきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の1つとなりうるものであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成27年度から就労移行支援においても在宅による利用を認めているところである。

自治体によっては以下のような場合においても、在宅での就労移行支援の利用を認め、在宅雇用につなげている事例もあるので、一億総活躍社会の実現のためにも、柔軟な対応をお願いしたい。

(通所の困難性があるとして在宅での利用を支給決定した事例)

- ・ 就労先を求め何度もハローワークを訪れ、就労受け入れ可能などところを探したが、車いす使用のため、通勤可能な場所での受け入れ企業が見つからず就労をあきらめかけていたが、在宅で就労が出来る事を知り、本人の強い就労意欲もあり在宅での就労移行支援の利用が認められた
- ・ 居住地の通勤圏内において、障害者枠での求人を探したが求人企業がなく、在宅での就労移行支援を行っている事業所へ相談。当事業所において管轄内のハローワークで求人企業を検索したがやはりなし。しかしながら、当事者の就労意欲やご家族の就労についての願いが強かったため、通勤圏外企業への在宅雇用の可能性を市町村担当者へ状況説明した結果、在宅での就労移行支援の利用が認められた

(参考URL：在宅における就労移行支援事業ハンドブック)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000084414.pdf>

## ⑥ 休職期間中の就労系障害福祉サービスの利用について

一般就労移行後に休職した障害者等の就労系障害福祉サービスの利用については、現在、自治体によって判断が異なっているところであるが、地域における就労支援機関や医療機関等による支援の実施が困難であり、障害者、企業、主治医が復職が適当と判断している場合、休職期間中の障害者にとって、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能と判断すれば、復職を支援する仕組みとして支給決定しても差し支えないことを検討しており、別途通知する予定である。

## (2) 障害者の就労支援に係る予算について

障害者の就労支援に係る予算事業（工賃向上計画支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業）については、平成28年度までは障害者総合支援事業費補助金として実施していたが、平成29年度からは地域生活支援事業費等補助金のうち、国として促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置づけた上で実施することとなる。

なお、平成29年度における工賃向上計画支援事業の特別事業として実施する事業は以下の①から③となるのでご留意いただきたい。【関連資料6】



## ① 農福連携の推進について

農福連携については、農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図るだけでなく、農業の支え手の拡大にもつながるものである。

このため、厚生労働省では農林水産省とも連携し、国主催で農福連携マルシェやセミナー等を実施してきたところであるが、平成28年度からは、地域で取り組むことがより効果的であることから、工賃向上計画支援事業の特別事業として「農福連携による就農促進プロジェクト」として、都道府県が事業を実施できるようにしている。

当該事業は、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援B型事業所等に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費や、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費に対して補助するものであり、補助率は10/10となっている。

平成28年度は、28府県において当該事業を活用していただいているが、ニッポン一億総活躍プラン及び日本再興戦略2016で掲げられている「農福連携」をより一層推進していくため、平成29年度においては、平成28年度に実施していない都道府県においても積極的に活用していただきたい。【関連資料7】

また、当該事業で農福連携マルシェを開催する際には、全国で統一感のある取組とすることが、より効果的な農福連携の推進につながると考えているので、先般、提供した農福連携ポスター等の活用を検討していただきたい。【関連資料8】

なお、厚生労働省と農林水産省では、福祉目的で農作業に取り組む際に活用できる主な支援策を紹介するパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（第四版）」を作成しており、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等を記載するなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考となることから、管内の市区町村及び障害者就労施設等に対し広く周知願いたい。

また、地域生活支援事業（都道府県事業）において、地域連携を促進するためのコーディネーターを配置し、地域の農業団体等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家等を結びつけるための取組を支援するための事業が位置付けられているので、地域の実情に応じた活用を検討願いたい。【関連資料9】

なお、就労継続支援B型事業所等において、事業所とは離れた場所に農地を取得して農業を実施する場合、当該農地については、従たる事業所または出張所という取扱いとなり、利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部または一部を設けないこととしても差し支えないこととされているので、ご了知いただくとともに、管内市町村に対し周知願いたい。

(参考URL：福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～)

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/pdf/noufuku.pdf>

## ② 共同受注窓口による情報提供体制の構築等について

共同受注窓口については、平成22年度から体制整備を図ってきたところであり、就労継続支援B型事業所等が提供する製品のブランド化の推進や専門家による技術指導など、各地で様々な取組が行われているところであるが、概ね全都道府県において共同受注窓口の整備が終わったことから、共同受注窓口の立ち上げ支援に関しては平成28年度で終了することとしている。

なお、工賃向上計画支援事業の基本事業においては、共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、引き続き活用いただきたい。

また、平成28年度から工賃向上計画支援事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害者関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図る取組等に対し、補助率10/10で実施可能としているので、積極的に活用いただきたい。【関連資料10】

## ③ 在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業について

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築するために、平成29年度から新たに工賃向上計画支援事業の特別事業として実施することとしている。【関連資料11】

当該事業においては、地域の実情に応じ、以下のことに取り組んでいただき、地域での在宅就業の支援体制を構築していただきたいと考えているので、都道府県の積極的な活用をお願いしたい。

- ・在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援
- ・在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進など企業への普及・啓発
- ・発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援
- ・企業が安心して在宅就業の障害者に仕事を発注できる体制の構築  
(在宅就業の障害者と企業から発注された仕事のマッチング)
- ・在宅就業の障害者が発注した仕事を支援する体制の構築 等

また、こうした取組を行うに当たっては、検討会を開催するとともに、在宅障害者の実態やニーズ調査等を十分に行った上で事業に取り組んでいただくことが望ましい。

#### ④ 就労移行等連携調整事業の活用について

障害者が地域において、あらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。このため、特別支援学校の卒業生や就労継続支援事業の利用者等に対し、就労面に係るアセスメントを実施するとともに、相談支援事業所や就労系障害福祉サービス事業所等の様々な支援機関との連携のためのコーディネートを行い、障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援するための事業として、平成 27 年度から実施しているので、各都道府県においては活用を検討していただきたい。【関連資料 12】

# 就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

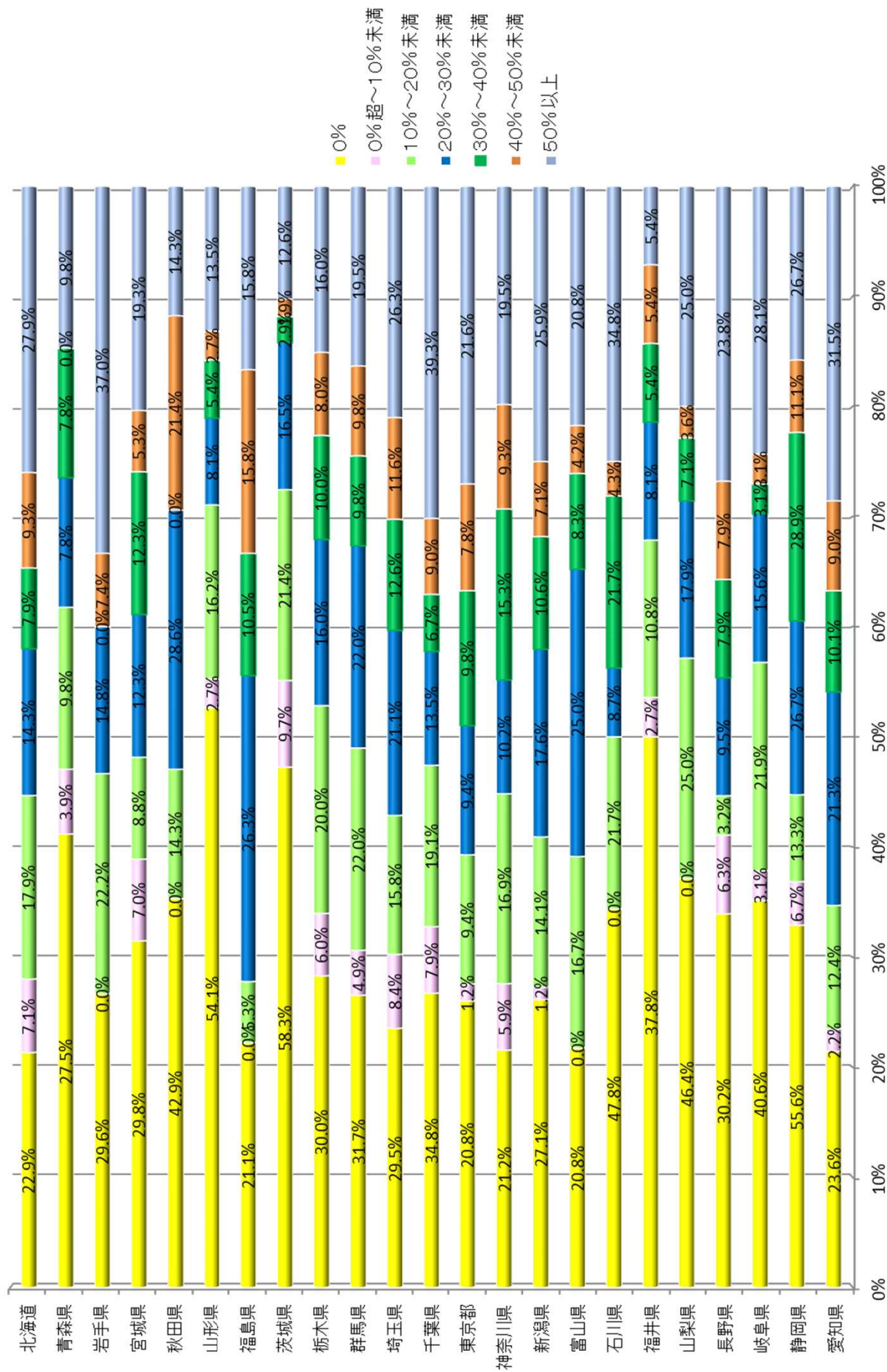
○ 平成27年度における一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、51.9%である。一方で、移行率が0%の事業所が3割弱となっている。



調査資料1

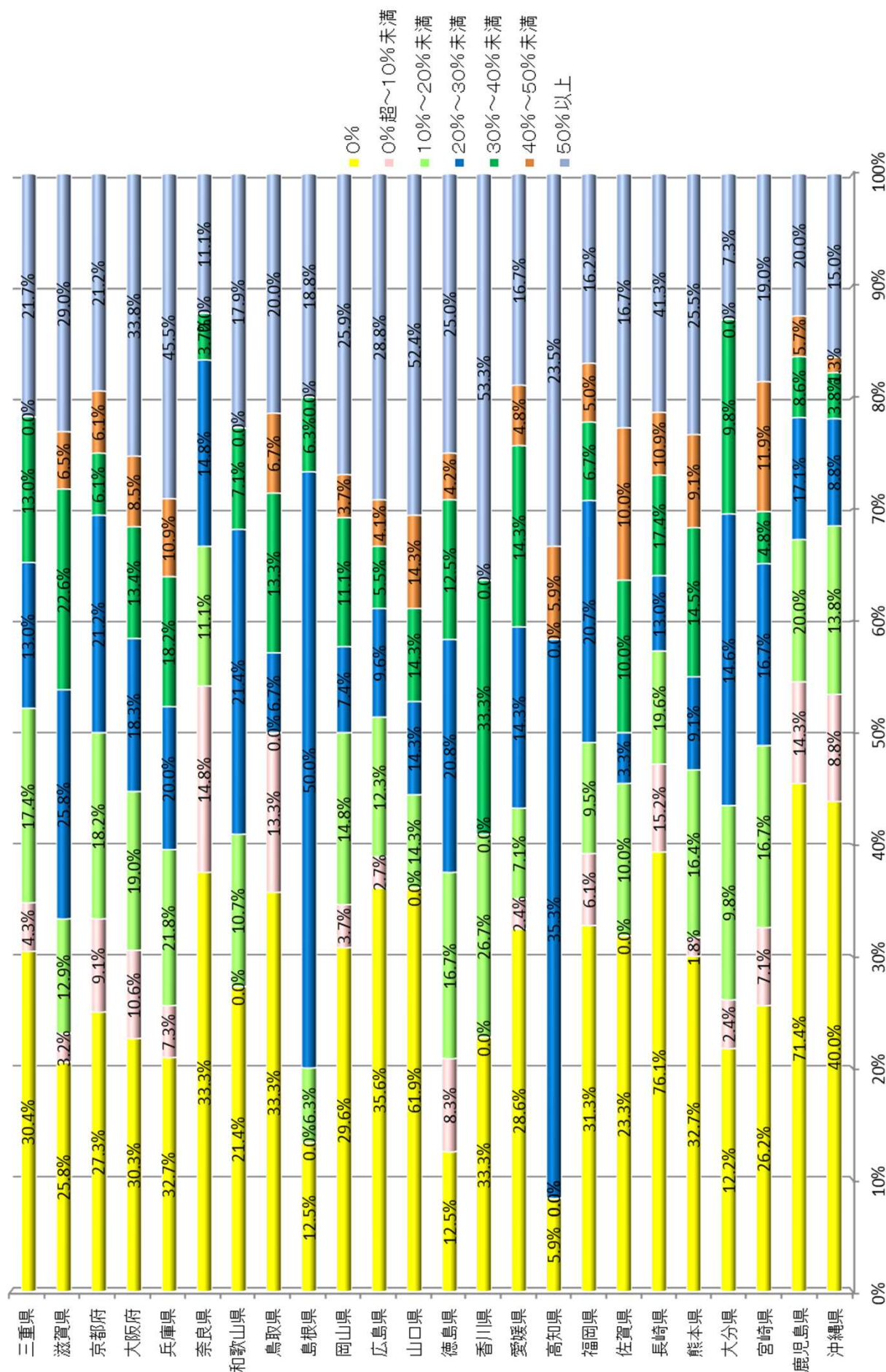
【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成28年4月分 回答率:89.2%)

# 就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移 (平成27年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成28年4月分 回答率:83.7%)

# 就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移 (平成27年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成28年4月分 回答率:83.7%)

職雇企発 1205 第 1 号  
平成 28 年 12 月 5 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部  
雇用開発企画課長  
( 公 印 省 略 )

就労継続支援A型事業に対する特定求職者雇用開発助成金の取扱いについて

障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業を実施する事業所（以下「A型事業所」という。）に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定（障害者本人にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。）を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

この取扱いについて、今般、下記のとおり見直すこととするので、その適正な運用を図られたい。

記

1 今般の見直しの背景

(1) 会計検査院による指摘（平成 26 年度 決算検査報告）

特開金は、単に就職が特に困難な者（以下、「就職困難者」という。）の雇い入れの促進のみを目的とするのではなく、それらの者が継続的な雇用機会を確保できるようにすることも目的としている。

しかしながら、会計検査院が特開金の支給対象となった障害者について、その離職状況等について調査したところ、「雇入れ後3年未満で早期に離職している者の割合が42.1%となっており、支給対象障害者の多くが早期離職しており、その雇用の安定が十分に図られていない状況が見受けられる」として、平成26年度決算検査報告において、特開金の支給が、障害者の雇用の安定に資するものとなるよう、「労働局等に対して、障害者の就労・離職状況や具体的な離職理由等の把握及び調査を十分に行うよう指導するとともに、貴省本省において、障害者の離職の実態等を踏まえて障害者の雇用に關する事業主に対する助成の効果の検証を行うこと」という意見の表示を受けた。

特開金について、就職困難者の継続的な雇用機会を確保できるようにするという

制度趣旨に沿った運用を図るべきことについては、厚生労働省としても会計検査院の指摘がある前から、特開金に離職割合要件を設ける方向で検討してきたところであり、平成27年10月よりこの要件を施行したところであるが、仮にこの要件によっても特開金をその制度趣旨に沿って運用することが困難であることが明らかとなった場合については、必要に応じてこの離職割合要件の更なる見直しをすることも必要と考えられるところである。

## (2) 地方分権改革に関する提案による見直し要請

一般就労が困難な障害者と雇用関係を結んで、A型事業所が利用者として受け入れる場合、原則として暫定支給決定を行うこととされているが、暫定支給決定を受けた障害者については特開金の支給対象とならず、例外的に暫定支給決定が行われなかった場合でその他の要件を満たす場合のみ特開金の支給対象としていたことから、結果として暫定支給決定の有無により特開金の支給が左右されることとなっていた。

このため、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく「地方分権改革に関する提案募集」（平成28年）において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があったところである。

## (3) A型事業所の事業目的とその雇用の実態

そもそもA型事業所は、公費から障害福祉サービス費（訓練等給付費）を受けながら、一般就労が困難な障害者に対して雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を提供する、いわば公的な支援を受けながら障害者を雇用すること自体を本来業務とした事業体であって、一般企業に比べて障害者の雇入れとその継続的な雇用に関して高水準の知見を有するべき雇用者である。このためA型事業所については、障害者の雇用に関して高い水準の定着率及び能力が高まった者について一般就労への移行支援が求められる。

しかしながら、厚生労働省から自治体に対して通知された平成27年9月8日付障障発0908第1号「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、不適切な事業運営の事例の一つとして、A型事業所が、特開金の支給対象となる利用者に対し、利用開始の一定期間経過後に、本人の意向等にかかわらず事業所を不当に退所させている事例をあげている。利用者の退所時期が特開金の助成対象期間と一致しているような場合には、正当な理由なく、特開金の支給終了とあわせて退所させていると考えられる場合があり、そのような取扱いは適切な事業運営とはいえない旨が指摘されている。

さらに、今般当課において、特開金の支給決定を受けた者のうち障害者の離職状



況について調査したところ、一般就労に移行することにより離職した者を考慮したとしても、A型事業所における離職率が通常の事業所の離職率よりも高い状況が明らかとなり、A型事業所については、特開金の支給要件について、その事業目的等に対応した適切な措置をとることが求められる状況となっている。

## 2 A型事業所への特開金の取扱いの見直しについて

上記1によりA型事業所への特開金の取扱いについて下記のとおり見直しを行う。

### (1) 暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れる場合の取扱いの見直し

A型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする。

(注1：「継続して雇用することが確実」とは、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。要領0201イ参照)

具体的には、雇入れられた当初に締結した雇用契約において、暫定支給決定期間の終了後に本支給決定を受けるか否かにかかわらず、その雇用期間を以下のいずれかとするものであって、その旨が雇用契約書や労働条件通知書等で明確に記されている場合をいう。

① 期間の定めのない雇用であること

② 有期雇用契約であっても、契約が自動的に更新されるものであるか又は本人による契約更新の意思表示があれば更新されるものであること

(注2：労働契約法第18条により、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申し込みにより無期労働契約に転換することとされている。)

なお、上記雇用契約は、雇入れ当初に締結されることが必要であり、暫定支給決定期間の終了後に締結された場合は、該当しない。

### (2) 離職割合要件の見直し

平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、A型事業所についてはその割合を25%とする。

## 3 施行について

(1) 本件取扱いは、平成29年5月1日以降に雇い入れられた者に対し適用する。

(2) 平成19年4月2日付け障発第0402001号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」については、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において改正予定であるため、おって通知する。

## 平成27年度工賃（賃金）の実績について

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

障害者の経済的自立のため、工賃水準の引上げに向けて支援を行った「工賃倍増5か年計画（平成19年度～平成23年度）」、また、平成24年度以降実施している「工賃向上計画（平成24年度～）」の効果を検証するとともに、就労継続支援事業所の利用者の工賃（賃金）の現状を把握することを目的とする。

#### (2) 調査対象施設

就労継続支援B型事業所、就労継続支援A型事業所

#### (3) 回収状況

13,065事業所

#### (4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのもの

### 2. 調査結果

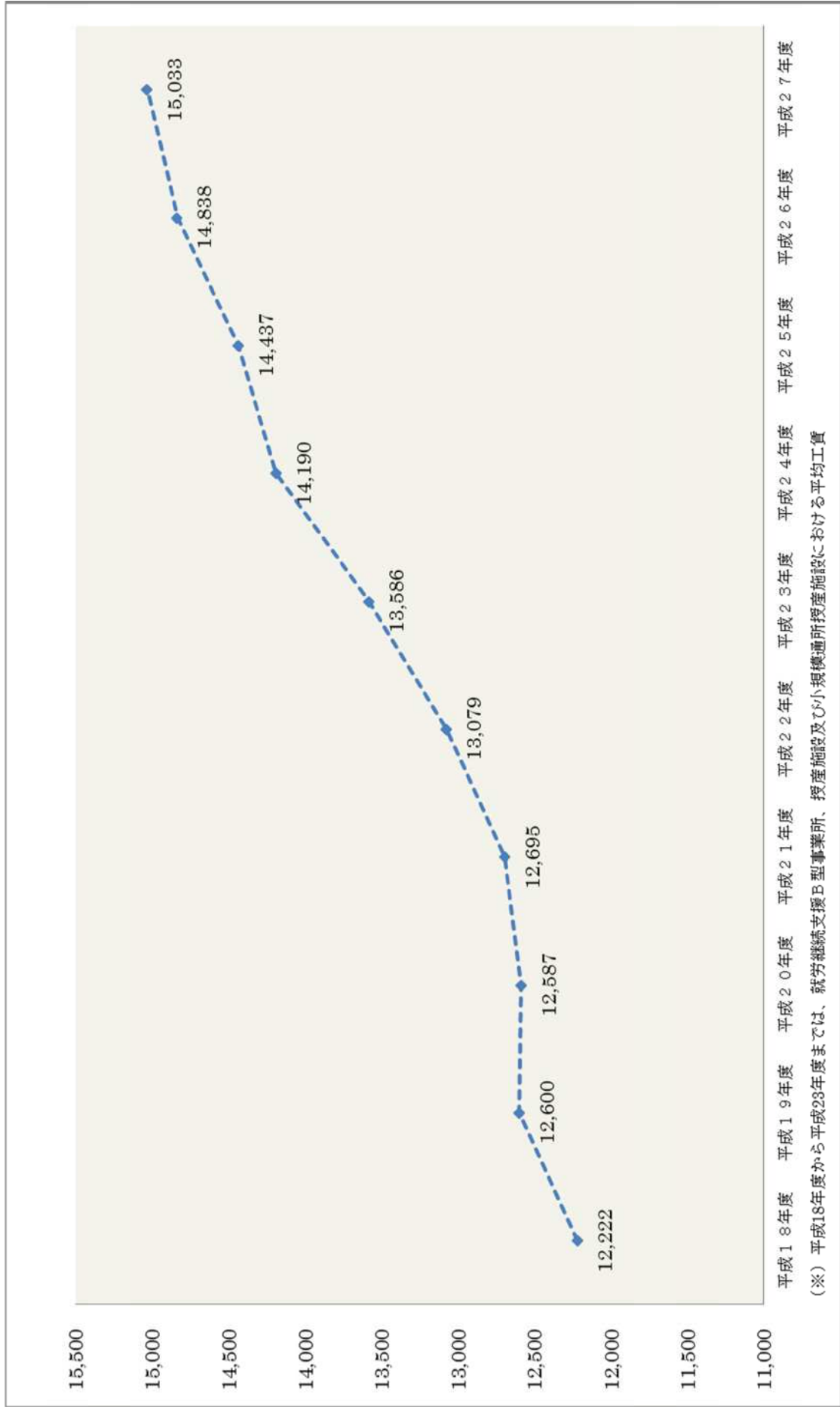
#### 平成27年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	平成26年度(参考)	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	15,033円 (101.3%)	193円 (103.2%)	9,910	14,838円	187円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	67,795円 (102.1%)	769円 (102.0%)	3,155	66,412円	754円

#### ○ 平成18年度と平成27年度の比較

対象事業所	平均工賃（賃金）〈増減率〉
工賃向上計画の対象施設 <sup>(※)</sup> の平均工賃 <small>※ 平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設</small>	(平成18年度) (平成27年度) 12,222円 → 15,033円 <122.9%>
就労継続支援B型事業所（平成27年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) (平成27年度) 12,542円 → 16,598円 <132.3%>

## 平均工賃の推移について



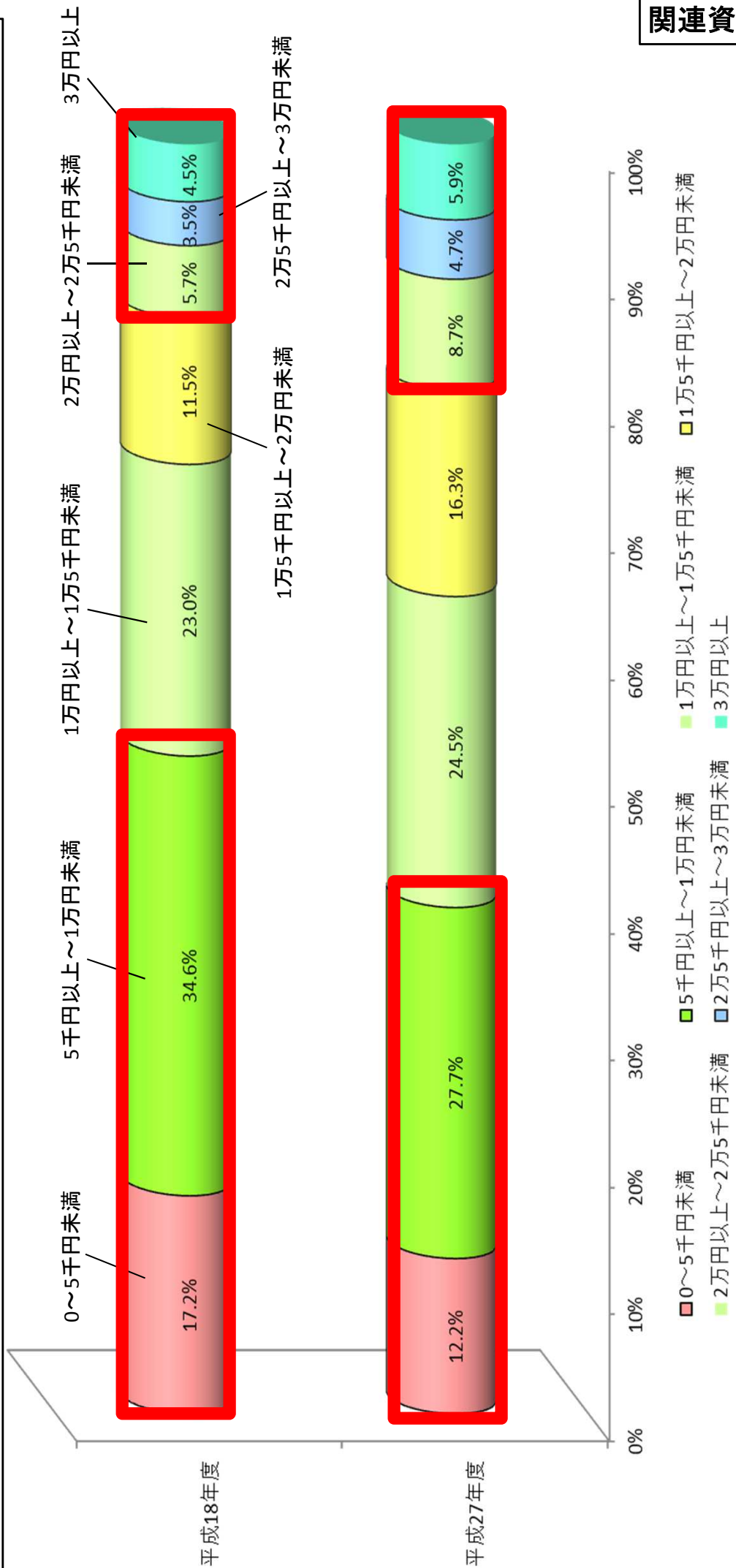
## 平成26・27年度平均工賃（都道府県別）

（円／月額）

都道府県	平成26年度 平均工賃	平成27年度 平均工賃	都道府県	平成26年度 平均工賃	平成27年度 平均工賃
北海道	18,108	17,494	滋賀県	17,987	18,176
青森県	12,688	13,131	京都府	15,669	16,505
岩手県	18,610	18,713	大阪府	10,763	11,190
宮城県	18,186	18,643	兵庫県	13,608	13,735
秋田県	14,273	14,593	奈良県	14,335	14,964
山形県	11,476	11,598	和歌山県	16,169	16,198
福島県	13,571	14,206	鳥取県	17,179	16,810
茨城県	11,465	11,810	島根県	18,173	18,244
栃木県	15,451	15,727	岡山県	12,873	13,254
群馬県	16,979	17,082	広島県	15,644	15,939
埼玉県	13,950	14,189	山口県	16,305	16,238
千葉県	13,150	13,660	徳島県	20,388	20,495
東京都	14,935	15,086	香川県	13,938	14,432
神奈川県	13,709	13,704	愛媛県	15,578	16,204
新潟県	14,128	14,378	高知県	19,034	19,222
富山県	14,546	14,808	福岡県	13,392	13,485
石川県	15,857	16,152	佐賀県	17,065	17,817
福井県	20,501	20,796	長崎県	14,664	15,255
山梨県	15,230	15,296	熊本県	14,042	13,886
長野県	14,333	14,591	大分県	16,134	16,237
岐阜県	12,955	13,166	宮崎県	16,142	16,867
静岡県	14,363	14,818	鹿児島県	14,582	15,024
愛知県	15,917	15,041	沖縄県	14,166	14,455
三重県	12,950	13,611	全国	<b>14,838</b>	<b>15,033</b>

# 就労継続支援B型における工賃の状況

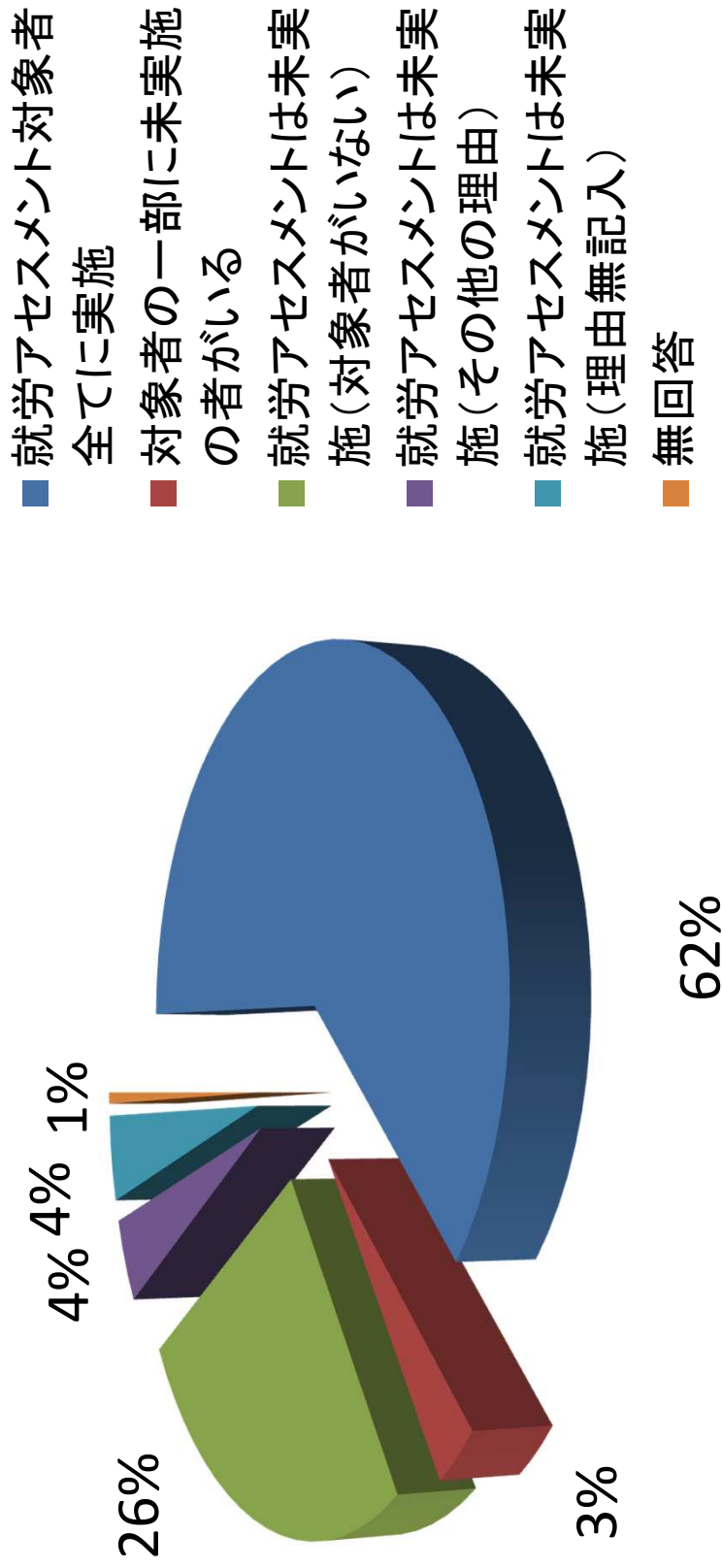
- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は増加しており、全体の2割弱となっている。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は減少しているものの、全体の約4割となっている。



# 平成27年度 就労アセスメント実施状況

## 自治体の割合

n=1,242

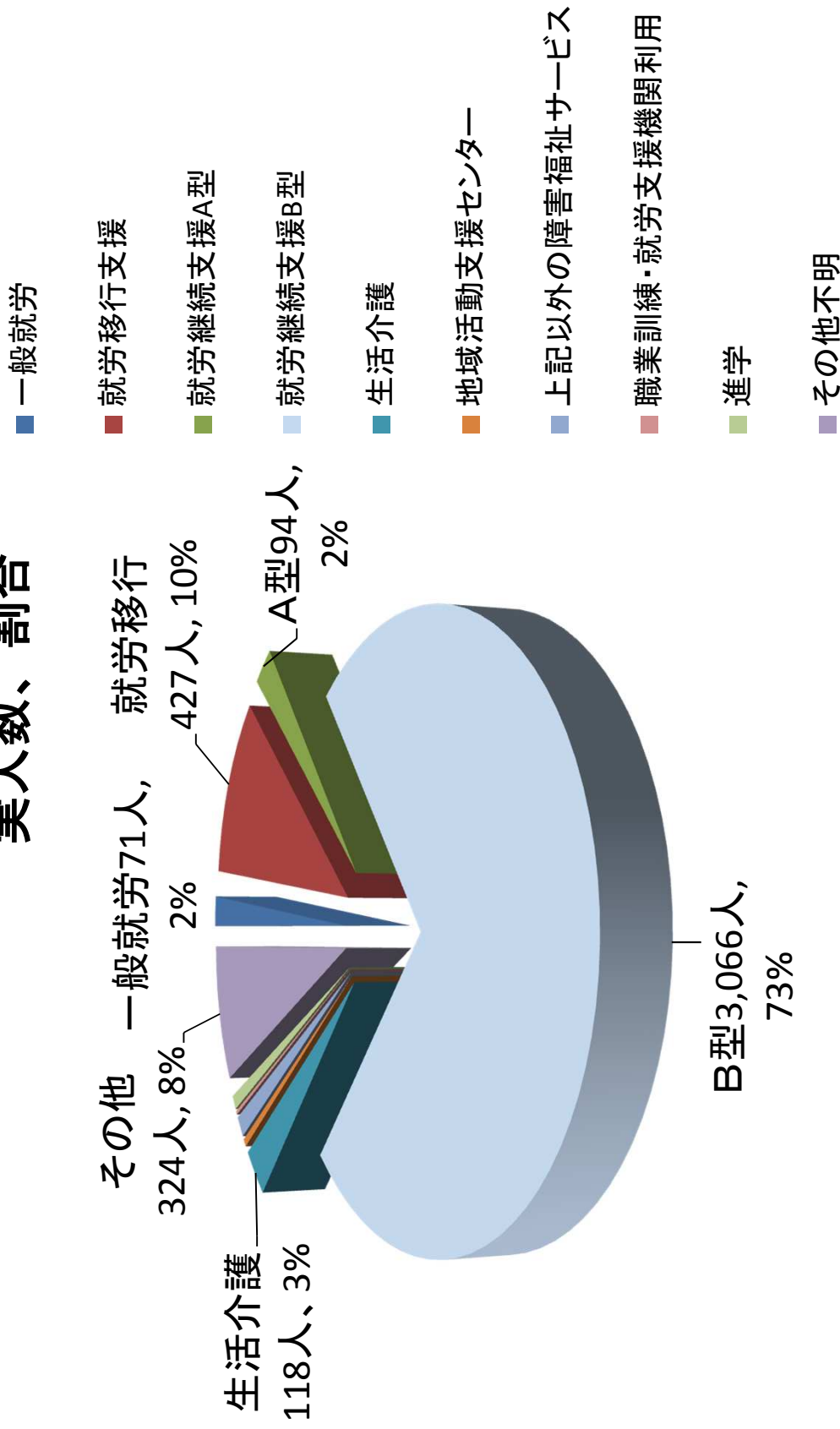


関連資料5

(出所)平成27年度就労移行支援事業所等による就労アセスメントの実施状況に関する調査結果  
回収数 1,242自治体 回収率 71.3% 厚生労働省障害福祉課調べ

# 就労アセスメント実施後の進路

## 実人数、割合



(出所) 平成27年度就労移行支援事業所等による就労アセスメントの実施状況に関する調査結果  
 回収数 1,242自治体 回収率 71.3% 厚生労働省障害福祉課調べ

# 工賃向上計画支援事業の概要(平成29年度)

平成28年度予算額 338,459千円  
 平成29年度予算案 308,843千円  
 差引増▲減額 ▲29,616千円  
 (地域生活支援促進事業)

## 事業目的

就労継続支援B型事業所等の利用者への工賃向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業等を実施する。

## 事業の実施主体

- 都道府県(基本事業及び特別事業の①及び②)
- 都道府県(社会福祉法人やNPO法人等の民間団体の取組に補助する場合にその費用を負担)(特別事業の③)

### 基本事業(補助率:1/2)

#### ①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

#### ②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

#### ③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

### 特別事業(補助率:10/10)

#### ①農福連携による就農促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

#### ②共同受注窓口の情報提供体制の構築支援

- 共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制を確立するための支援を実施

### 特別事業(負担割合:国1/2、都道府県1/2)

新

#### ③在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)

- 在宅障害者に対する仕事の発注の開拓、企業から発注される仕事とのマッチング等のICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業に対して補助する場合にその費用を負担



# 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

平成28年度予算額 106,545千円 → 平成29年度予算案 200,340千円  
(地域生活支援促進事業) 差引増▲減額 ー 93,795千円

## 事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

## 実施主体

都道府県  
※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

## 補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

### ① 農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

### ② 農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

## <事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率：10/10

都道府県

農福連携マルシェの  
開催※委託による実施可

専門家の派遣等の  
支援※委託による実施可



障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



関連資料7

【ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抄）】

#### 4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

##### (3) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、**障害者の身体面・精神面にもブラスの効果がある農福連携の推進**、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

【日本再興戦略2016 ー第4次産業改革に向けてー（平成28年6月2日閣議決定）（抄）】

#### 2-3. 多様な働き手の参画

##### KPIの主な進捗状況

（障害者の活躍推進）

《KPI》「2020年：障害者の実雇用率2.0%」

⇒2015年：1.88%（2012年：1.69%）

##### iii) 障害者等の活躍推進

障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加の支援に引き続き重点的に取り組む。障害者については、職場定着支援の強化や、**農業分野での障害者の就労支援（農福連携）等を推進する**とともに、障害者の文化芸術活動の振興等により、社会参加や自立を促進していく。

「農業」と「福祉」が  
つながって、  
日本を元気に！

ノウ フク  
PROJECT

農福連携マルシェ2016

# ノウフク マルシェ

平成28年 ○月○日○～○月○日(○) ○:○～○:○

場所 : ○○○○

「農業」と「福祉」の連携は、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加などの課題に対して、  
障害者が農業に関わることで補うとともに、障害者にとっては、就業機会の  
確保や収入の増加につながるもので、「農業」と「福祉」が連携することで、それぞれの課題解決につながっています。  
また、農福連携は新しい事業や地域コミュニティを育み、その可能性の幅を広げています。  
「ノウフク マルシェ」は、そんな「農業」と「福祉」の連携で生まれた、地域の農産品や加工品を  
広くみなさんにご紹介して、ご購入していただくための市場です。



主催



運営事務局：一般財団法人 地方自治体公民連携研究財団  
東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル2階 TEL 03-5573-4261 FAX 03-5573-4490

各都道府県に配置された地域連携促進コーディネーター（仮称）が、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけることにより、地域振興と同時に、障害者の工賃の向上や一般就労の促進を図る。

## 参考事例



・地元農家  
・農業法人

### ○香川県の施設外就労による農業の取り組み

- ・県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農政部局やJA生産者部会と連携して、農家での施設外就労を推奨。
- ・現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施



独居高齢者等

### ○徳島県の「ほっとかない事業」での取り組み

- ・障害者就労施設利用者による限界集落のサポート
- ・移動販売車両で授産製品（お弁当・パンなど）と日用品をお届け
- ・高齢者の見守り



特別養護老人ホーム

### ○富山県の介護施設での施設外就労の取り組み

- ・就労継続支援B型事業の利用者が、高齢者デイサービスにおける介護支援の業務（配膳、清掃、洗濯など）を、福祉的就労として実施。



地元企業

### ○北海道の社会福祉法人の取り組み

- ・江差町内に唯一のパン工場が閉鎖されたことにより、法人がそのパン工場を職員共々引き継ぎ、障害者の生きがい作業として通所作業所をスタート。
- ・廃業した温泉施設を譲り受け、就労継続支援B型事業所として再生。

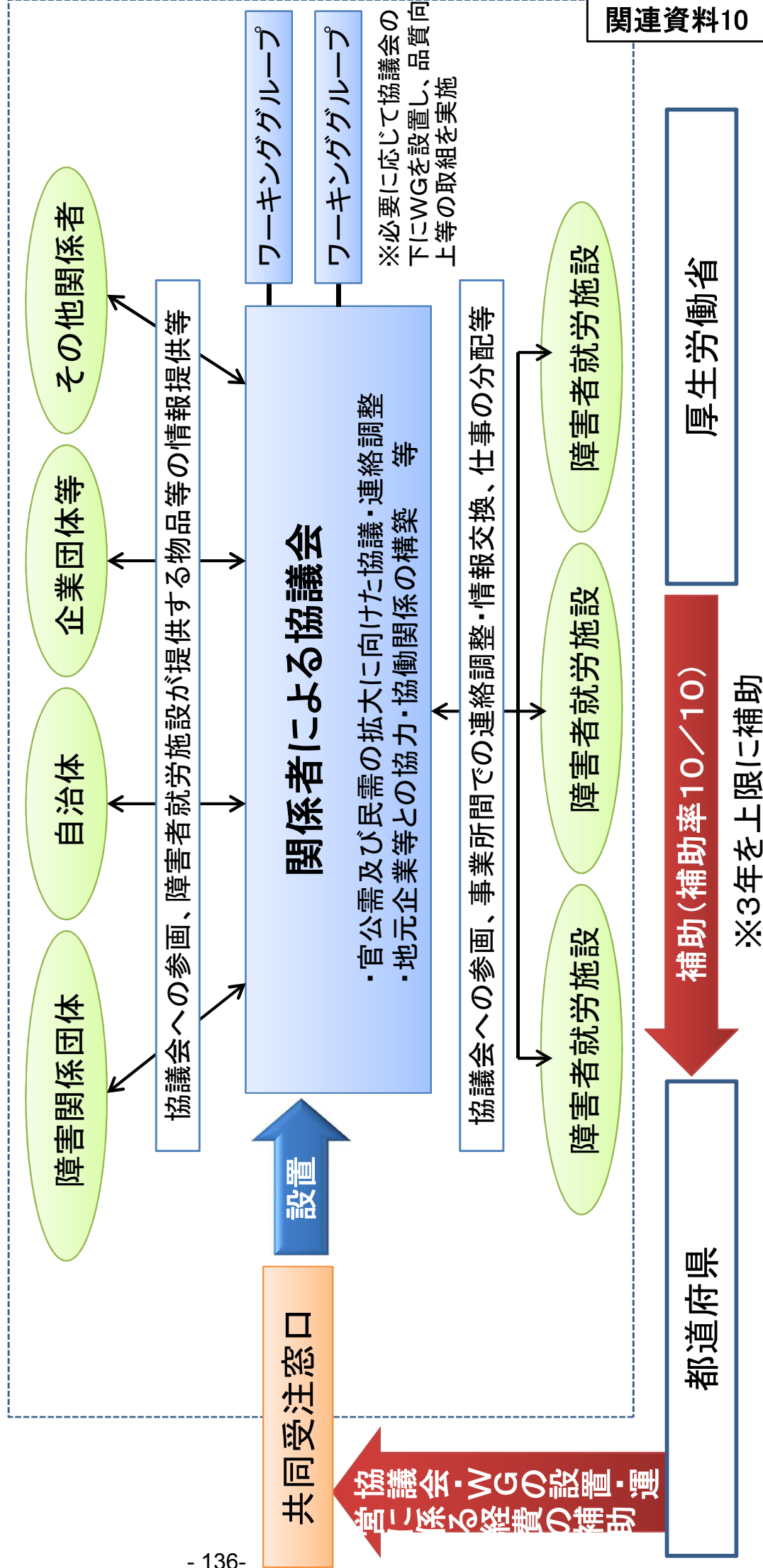
## 地域振興につながる連携促進事業イメージ図



# 共同受注窓口による情報提供体制の構築

○ 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置することにより、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築する。

○ 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する（必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む）。



# 在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業(新規)

## 目的

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。

## 実施主体・負担割合等

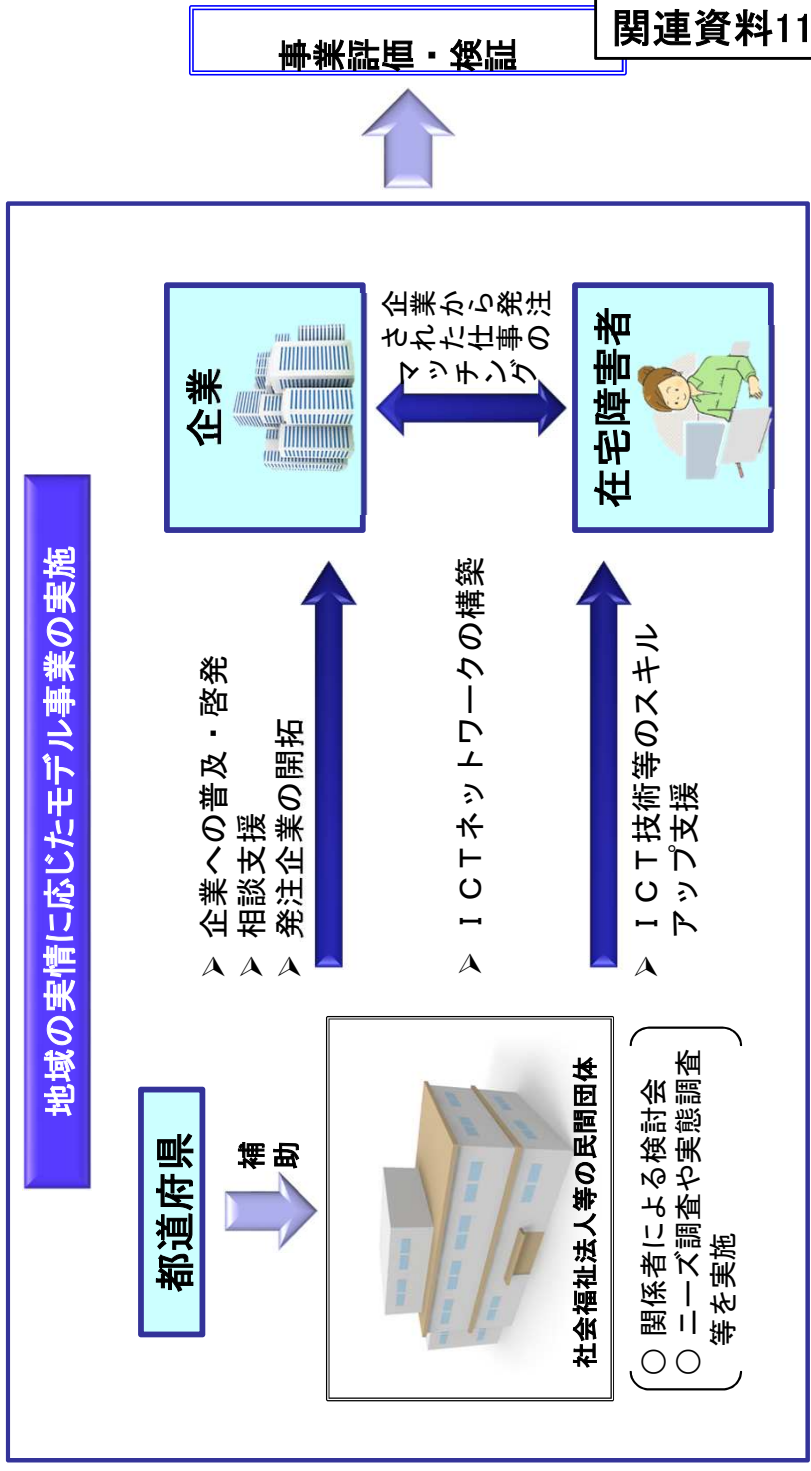
○実施主体：都道府県 ○補助事業者：社会福祉法人等の民間団体 ○負担割合：国1/2、都道府県1/2

## 事業概要

### 障害者の在宅就業に関する現状・課題

- (障害者の個人事業者への業務発注に関する傾向)
  - 障害者への発注は避けたい
- (在宅就業の課題)
  - 在宅就業という働き方や自分たちの取組が認知されていない
  - 登録者のスキルが不足している
- (在宅就業を希望する理由)
  - 体調などが変わりやすく、仕事量の調整などをしなければならぬが、会社の仕事では在宅でもそれが難しいと思う

### 課題等への対応(モデル事業の実施)



平成28年度予算額 0千円 → 平成29年度予算案 60,000千円 (地域生活支援促進事業)  
差引増▲減額 +60,000千円

# 就労移行等連携調整事業

平成28年度予算額 54,154千円 → 平成29年度予算案 23,545千円 ▲30,609千円  
差引増▲減額  
(地域生活支援促進事業)

## 【要求要旨】

- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

## 1 事業概要

特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

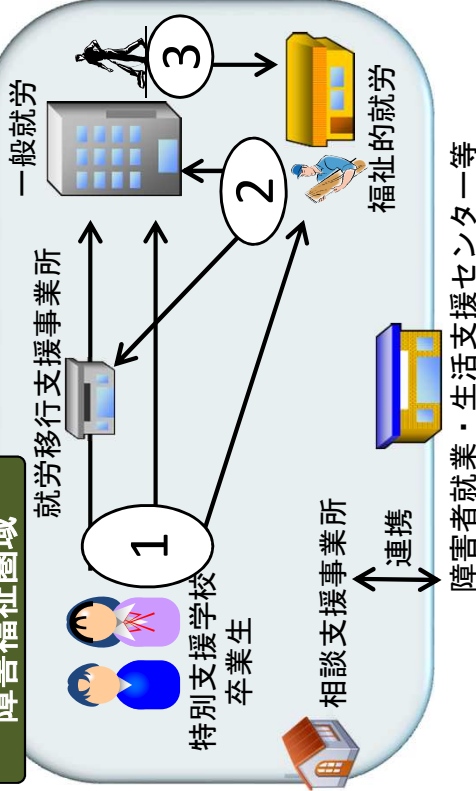
2 実施主体 : 都道府県

3 補助率 : 1/2

## 【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者が困難な場でも、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

## 障害福祉圏域



- ①一般就労への移行に向けた長期的な支援計画の作成
- ②就労継続支援事業等の利用者や事業所に働きかけ
- ③一般就労が困難となった者を福祉的就労の場へ誘導

## 10 障害者優先調達推進法について

### (1) 調達方針の策定について

障害者優先調達推進法第9条第1項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための「調達方針」を作成しなければならないこととされており、これは、法に定められた義務となっている。

調達方針の策定状況を見ると、都道府県においては、全て調達方針が策定されている一方で、市町村及び地方独立行政法人においては、いまだ調達方針が策定されていない、あるいは調達実績がない市町村及び地方独立行政法人もある。

都道府県別の状況を見ると、管内全ての市町村が策定しているところもあれば、策定率が低いところもある。具体的には、平成27年7月31日時点における調達方針の策定率は、市町村で85.6%、地方独立行政法人で82.8%である。(関連資料1)

調達方針の策定は、法に定められた義務であることから、法令遵守の観点からも、管内市町村及び地方独立行政法人に対して、調達方針の策定について徹底していただきたい。

また、今年度から各都道府県の管内市町村の調達方針策定率を公表するとともに、調達方針未策定の自治体名についても厚生労働省のホームページに公表しているので、ご承知おき願いたい。

なお、平成29年度の調達方針については、今年度中に策定することが望ましいが、遅くとも平成28年度の出納整理期間が終わる平成29年5月には策定できるよう、速やかな策定に向けて着手いただきたい。

### (2) 障害者就労施設等からの調達の促進について

#### ① 平成27年度の調達実績について

障害者優先調達推進法の施行3年目である平成27年度の都道府県における調達実績は、約27億円、市町村における調達実績は約111億円であり、国等も含めた合計では約157億円と、平成26年度から約6億円増加したところである。(関連資料2)

同法第9条第5項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、会計年度が終了した後、遅滞なく障害者就労施設等からの調達実績の概要をとりまとめ公表することとされているので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、平成28年度分の調達実績については、可能な限り早期にとりまとめ、6月中を目途に公表していただくようお願いしたい。公表に際しては、物品・役務の別や調達先の内訳など、少なくとも別添資料のよう



な項目が公表されていることが望ましいので、ご参照の上、公表内容が分かりやすいものとなるよう努めていただきたい。(関連資料3)

また、厚生労働省においても、障害者優先調達推進法に関する基本方針に基づき、都道府県、市町村及び地方独立行政法人における調達実績について把握し、概要をとりまとめ公表していることから、各都道府県の調達実績に加え、管内市町村及び地方独立行政法人の調達実績についても、各都道府県を通じて調査をお願いするので、引き続きご協力をお願いしたい。

## ② 全庁的な取組の推進について

平成27年度の国や都道府県等における障害者就労施設等からの調達実績は、全体で約157億円であり、平成26年度から約6億円増加しているものの、前年度よりも実績が落ちている自治体や実績が低い自治体も散見されるところである。(関連資料4)

都道府県等における物品等の調達は様々な分野で行われることから、調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。

各都道府県におかれては、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

また、平成27年度の工賃向上計画支援事業の共同受注窓口による受注促進支援として、特定非営利活動法人日本セルフセンターにおいて、就労継続支援B型事業所等が提供する物品等を紹介する全国版の共同受注窓口サイトであるナイスハートネットを開設し、厚労省のホームページにリンクを貼っているので、管内の市町村や事業所など、幅広く周知するとともに、発注にあたり積極的に活用いただきたい。

(参考URL：全国共同受注窓口サイト)

<http://japan.nice-heart-net.jp/>

## ③ 共同受注窓口の活用について

共同受注窓口については、基本方針において、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされており、調達実績に含まれることとなる。

共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであり、工賃向上計画支援事業の基本事業においても共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対

象としているので、積極的に活用いただきたい。

また、平成 28 年度から工賃向上計画支援事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図る取組に対する支援を行う予算を確保しているため、積極的に活用していただきたい。

なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等について、地方自治法施行令第 167 条の 2 及び地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 3 の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっているため、参考にしていただきたい。

#### ④ 官公庁・自治体における取組事例等について

官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品や防災用品の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられる。

また、自治体では共同受注窓口を活用した取組や分割発注を行うなどの工夫を行って調達実績を上げているところもある。

厚生労働省のホームページでは、各省庁における優先調達事例や障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（印刷、ウエス、花卉、クリーニング、防災グッズ）に加えて、今年度から新たに自治体の取組事例を掲載しているため、障害者就労施設等からの調達の促進にあたり参考にしたい。

各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

なお、小型電子機器の回収・解体等、廃棄物の処理に当たる行為を実施させる場合には、許可等の観点から廃棄物関係の部署と事前に十分調整いただきたい。

(参考 URL : 障害者優先調達推進法の推進にむけた取組事例)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000066983.html>

# 市町村の調達方針策定状況(平成28年度)

※平成28年7月31日時点

	対象市町村	策定済み市町村	未策定市町村	策定割合
<b>全国計</b>	<b>1,741</b>	<b>1,490</b>	<b>251</b>	<b>85.6%</b>
北海道	179	112	67	62.6%
青森県	40	31	9	77.5%
岩手県	33	28	5	84.8%
宮城県	35	26	9	74.3%
秋田県	25	17	8	68.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	46	13	78.0%
茨城県	44	43	1	97.7%
栃木県	25	25	0	100.0%
群馬県	35	28	7	80.0%
埼玉県	63	60	3	95.2%
千葉県	54	49	5	90.7%
東京都	62	47	15	75.8%
神奈川県	33	29	4	87.9%
新潟県	30	24	6	80.0%
富山県	15	14	1	93.3%
石川県	19	19	0	100.0%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	27	0	100.0%
長野県	77	69	8	89.6%
岐阜県	42	42	0	100.0%
静岡県	35	30	5	85.7%
愛知県	54	53	1	98.1%

	対象市町村	策定済み市町村	未策定市町村	策定割合
三重県	29	26	3	89.7%
滋賀県	19	14	5	73.7%
京都府	26	22	4	84.6%
大阪府	43	39	4	90.7%
兵庫県	41	33	8	80.5%
奈良県	39	28	11	71.8%
和歌山県	30	30	0	100.0%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	19	0	100.0%
岡山県	27	26	1	96.3%
広島県	23	21	2	91.3%
山口県	19	19	0	100.0%
徳島県	24	23	1	95.8%
香川県	17	16	1	94.1%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	33	1	97.1%
福岡県	60	57	3	95.0%
佐賀県	20	16	4	80.0%
長崎県	21	21	0	100.0%
熊本県	45	35	10	77.8%
大分県	18	18	0	100.0%
宮崎県	26	26	0	100.0%
鹿児島県	43	34	9	79.1%
沖縄県	41	24	17	58.5%

関連資料1

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※ は調達方針の策定割合が80%未満

※市町村には特別区を含む

# 国等における障害者就労施設等からの調達実績

	平成26年度		平成27年度		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各府省庁	4,491	6.38億円	4,878	6.44億円	387	0.06億円
独立行政法人等	4,474	8.24億円	5,052	9.96億円	578	1.72億円
都道府県	18,368	25.91億円	21,537	26.71億円	3,169	0.80億円
市町村	57,974	106.05億円	68,613	110.57億円	10,639	4.52億円
地方独立行政法人	3,751	4.67億円	2,783	3.55億円	▲968	▲1.12億円
合計	89,058	151.25億円	102,863	157.23億円	13,805	5.98億円

関連資料2

公表フォーマット(参考例)

平成27年度 〇〇県(〇〇市)(地方独立行政法人〇〇)における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調達先	物品						役務						合計 (物品+役務)		うち 随意 契約												
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計				
	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所				0					0																		
共同受注窓口									0																		
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体									0																		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の分類例を参照の上作成。

障害者就労施設等からの物品等の調達実績の報告様式

地方公共団体等

都道府県名、市町村名 及び 地方独立行政法人	調 達 先	物品										役務										合計 (物品+役務)		うち 随意 契約											
		① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計		金額 (円)		件数							
		金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数						
□□県	a																																		
	b																																		
	c																																		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
□□市	a																																		
	b																																		
	c																																		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
□□町	a																																		
	b																																		
	c																																		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
市町村合計	a																																		
	b																																		
	c																																		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
地方独立 行政法人名	a																																		
	b																																		
	c																																		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地方独立 行政法人名	a																																		
	b																																		
	c																																		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方独立行政 法人合計	a																																		
	b																																		
	c																																		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計 (都道府県+市町村+地 方独立行政法人)	a																																		
	b																																		
	c																																		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※物品・役務の品目分類例、調達先の分類については、別紙の分類例を参照してください。  
 ※市町村、地方独立行政法人の記入欄については必要に応じて行を追加してください。

## 分類例

## 【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

## 【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

# 平成26年度と平成27年度の市町村の調達実績の比較について

	実績額の増加	実績額の減少	実績額変化なし
<b>全国計</b>	<b>942</b>	<b>548</b>	<b>205</b>
北海道	71	47	61
青森県	19	12	9
岩手県	16	13	4
宮城県	19	13	3
秋田県	9	5	0
山形県	21	10	4
福島県	22	18	19
茨城県	25	17	2
栃木県	14	11	0
群馬県	22	7	6
埼玉県	45	16	2
千葉県	30	19	5
東京都	33	22	7
神奈川県	15	18	0
新潟県	20	7	3
富山県	8	6	1
石川県	8	11	0
福井県	13	4	0
山梨県	11	14	2
長野県	44	26	7
岐阜県	26	12	4
静岡県	28	7	0
愛知県	28	17	9

	実績額の増加	実績額の減少	実績額変化なし
三重県	17	8	4
滋賀県	9	8	2
京都府	12	12	1
大阪府	30	11	2
兵庫県	30	8	3
奈良県	20	6	13
和歌山県	17	9	4
鳥取県	13	6	0
島根県	10	7	2
岡山県	18	8	1
広島県	12	7	4
山口県	13	6	0
徳島県	12	11	1
香川県	9	8	0
愛媛県	15	5	0
高知県	21	9	4
福岡県	35	24	1
佐賀県	15	5	0
長崎県	8	11	2
熊本県	25	11	9
大分県	10	8	0
宮崎県	18	7	1
鹿児島県	20	5	3
沖縄県	6	16	0

※ 障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)